

「民生委員・児童委員の活動環境の整備
に関する検討会」報告書

民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会

平成26年4月

目 次

はじめに	1
(報告書)	
1 検討会の設置の趣旨	2
2 民生委員・児童委員活動における課題(検討の論点)	9
(1) 活動の範囲に関する課題	9
(2) 求められる役割の多様化と負担に関する課題	12
(3) 対応する問題の複雑化・多様化と力量に関する課題	13
(4) 災害時の活動に関する課題	14
(5) 個人情報取扱いと関係機関との情報共有に関する課題	15
(6) 活動への支援・協力体制に関する課題	16
(7) 社会的な理解の促進と継続性の確保に関する課題	17
3 民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けて(提言)	19
(1) 民生委員・児童委員活動への支援の充実	19
(2) 民生委員・児童委員の力量を高める取組み	24
(3) 地方自治体等の民生委員・児童委員制度への 社会的理解の促進	26
(4) 国民の民生委員・児童委員制度への理解促進 の取組みとその効果	28
4 今後検討を期待する課題	30
5 民生委員・児童委員に期待すること	31
(資料)	
民生委員・児童委員の現状	33
個人情報について	38
大分市民生委員・児童委員庁内サポート体制	45
厚生労働省社会・援護局全国主管課長会議資料(抜粋)	48
「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」開催要綱	55
構成員名簿	56
検討経過	57

はじめに

民生委員制度は、大正6年に岡山県で発足した濟世顧問制度から平成29年には制度発足100周年を迎える歴史ある制度であり、また本年は、平成6年の主任児童委員制度の発足から20年を迎える節目の年に当たる。

この間、民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って地域福祉の推進や災害時の対応など重要な役割を果たしてきた。特に近年では、新たな生活困窮者自立支援制度や悪質商法などの被害防止への対応及び児童虐待などから子どもを守る取り組みなど、民生委員・児童委員に対する役割や期待が益々高まっている。

一方で、民生委員・児童委員の活動は、住民の抱える課題の複雑化・多様化等に伴い広範多岐に渡り、益々困難性を増している状況にある。

このような中であって、平成23年の東日本大震災では震災直後の避難支援に民生委員・児童委員が奔走し56名の方の尊い命が失われた。また、昨年（平成25年）12月には一斉改選が行われ、約7万3千人の新任者を含め、23万人の方々が民生委員・児童委員として委嘱されたところである。

この報告書は、この時期を捉えて、民生委員・児童委員が地域福祉の中核として、その力を十分に発揮できるよう、活動環境の整備に向けた検討を行い、緊急的にしっかりと取り組むべき事項について、「早期に対応できるもの」として提言という形でとりまとめたものである。

今後、厚生労働省を含む関係省庁、都道府県及び市町村、全国民生委員児童委員連合会及び民生委員児童委員協議会が一体となって取り組み、この提言が実現されることを切に望むものである。

「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」座長

上野谷 加代子

報 告 書

「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告書

1 検討会の設置の趣旨

《民生委員・児童委員をめぐる制度の変遷と活動への期待の高まり》

民生委員制度は、大正6年に岡山県で発足した「済世顧問制度(※1)」にはじまり、翌大正7年には大阪府で「方面委員制度(※2)」が発足し、昭和3年に方面委員制度が全国に普及した。

当時は、救貧対策を中心に活動を展開していたが、昭和21年の民生委員令の公布により、方面委員は民生委員と改称され、救貧活動だけでなく、地域の福祉増進のための幅広い活動が行われることとなった。

現在では、全国に約23万人の民生委員・児童委員が地域住民の身近な相談相手、専門機関へのつなぎ役として、誰もが安心して生活できる地域づくりのために、訪問、地域福祉活動、相談・支援などの活動を通じて住民との信頼関係を築いている。特に1人当たりの訪問活動は、年間165回にも及んでおり、2日に1回は訪問活動を行っていることとなる。

この間、社会経済情勢等の変化に伴い社会保障・社会福祉の充実が図られ、関係の法律が整備されてきた。このような社会保障・社会福祉の充実とともに、民生委員・児童委員に対する役割や期待は益々高まりつつある。

【社会福祉の法制度の展開（法律成立年）】

1936年（昭和11年）	方面委員令
1938年（昭和13年）	社会事業法
1946年（昭和21年）	（旧）生活保護法 民生委員令
1947年（昭和22年）	児童福祉法
1948年（昭和23年）	民生委員法
1949年（昭和24年）	身体障害者福祉法
1950年（昭和25年）	生活保護法
1951年（昭和26年）	社会福祉事業法

1960年(昭和35年)	精神薄弱者福祉法(1998年 知的障害者福祉法)
1963年(昭和38年)	老人福祉法
1964年(昭和39年)	母子福祉法(1981年 母子及び寡婦福祉法)
1971年(昭和46年)	児童手当法
1982年(昭和57年)	老人保健法
1994年(平成6年)	主任児童委員制度の発足
1997年(平成9年)	介護保険法
2000年(平成12年)	社会福祉法(社会福祉事業法→社会福祉法)
	児童虐待防止法
2001年(平成13年)	主任児童委員の法定化(児童福祉法改正)
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
2005年(平成17年)	障害者自立支援法
2006年(平成18年)	高齢者虐待防止法
2012年(平成24年)	障害者総合支援法
	障害者虐待防止法
2013年(平成25年)	生活困窮者自立支援法

※1 濟世顧問制度

大正5年5月、宮中で開催された地方長官会議の場で、当時の岡山県知事笠井信一氏は、大正天皇から「県下の貧しい人々の状況はどうか」とご下問を受け、知事は岡山県内の貧困事情を調査し、悲惨な生活状況にあるものが県民の1割に達していることが判明した。この事態の重大さに同知事は日夜研究を重ね、ドイツのエルバーフェルト市で行われていた「救貧委員制度」を参考に、大正6年5月「濟世顧問設置規程」を公布し、民生委員制度の源と言われる濟世顧問制度が生まれた。

※2 方面委員制度

大正7年秋、当時の大阪府知事林市蔵氏は、理髪店で鏡越しに見えた夕刊を売る40歳くらいの母親と女の子が気にかかり、近くの交番巡査にこの家庭の状況を調べさせ、その結果、夫が病に倒れ、4人の子どもを抱え、夕刊売りでやっと生計を立てており、子ども達は、学用品も買えず、学校にも通っていないことがわかった。このようなことも契機に、知事は、部下に調査を命じ、管内をいくつかの方面(地域)に分け、それぞれの方面に委員を置き、生活状況の調査と救済などの実務にあたり、これが方面委員制度の始まりである。

《地方分権の流れ》

国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、地方分権への改革を推進している。

これにより、少子化や高齢化など地域の実情に応じた対応が住民の

身近な市町村の創意工夫のもと実施されることとなり、地域福祉の推進の拠り所となる地域福祉計画により、住民参加の地域福祉体制を構築し、地域住民が安心できる生活を継続していくための地域づくりが一層進められることとなる。

一方、市町村合併による人口規模の増や広域化により、定数基準による単純な定数の削減や活動の範囲も広がり、受け持ち世帯数の増加や移動時間の増など活動環境も様変わりしており、市町村合併と地方分権による狭間のなかで、民生委員・児童委員の活動にも影響が生じている。

このような地方分権の流れの中で、民生委員・児童委員の委嘱権限を「基礎自治体に移譲すべき」との議論があったが、地域の福祉課題が多様化するなか、民生委員・児童委員の活動が国家的に重要な役割を果たしていることを国民一人ひとりに認識してもらうことが重要であり、また、なにより民生委員の高い使命感・責任感の源泉となっていることから、厚生労働大臣による委嘱が堅持されている。

このような地方分権の流れの中、地方自治体では、民生委員・児童委員の「地域に対する強い思い」に対する期待の高まりから、様々な地域課題への対応に民生委員・児童委員の協力を広く求めているが、行政の部門間でも民生委員・児童委員制度や活動の実態についての理解は一律でないことから活動に支障が生じる場合もあり、地方自治体内部においても民生委員・児童委員制度への理解と支援が求められている。

(民生委員・児童委員及び主任児童委員の役割)

- ・民生委員は、民生委員法第5条により厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員である。民生委員は、児童福祉法第16条により児童委員に充てられたものとするとき、民生委員は児童委員を兼ねている。
- ・また、厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名することとされている。
- ・民生委員・児童委員は、それぞれの担当区域において、高齢者や障害のある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけを行っており、主任児童委員は、原則担当区域を持たず

《東日本大震災の教訓から》

東日本大震災から3年が経過した。大震災直後、多くの民生委員・児童委員は、その職責を全うしようとの強い意志のもと、地域住民の避難への呼びかけ等の避難支援に奔走し、その結果、56名の尊い命が失われた。一方、被災地の復興は進みつつあるものの、避難者と避難先住民との人間関係の問題や避難先での孤立化、生活の自立再建困難者の不安等の問題をはじめ、避難生活の長期化により心と身体の両面での問題も顕在化してきており、その対応も複雑化、困難性のある事案が多くなっている。避難者の見守りや心のケア等の支援が益々重要となってきた。

また、東南海トラフ地震、首都直下型地震など、大規模な災害の発生も危惧されている中で、例年、多くの災害が発生している。

このような災害時の活動中における事故をはじめ、支援対象者からの加害行為や嫌がらせなど、本人やその家族又は財産に危害や損害を与えられる事例も生じている。

こうしたことから、民生委員・児童委員が安全かつ安心して活動できる環境の整備が急がれる。

《一斉改選期を迎えて》

平成25年12月1日、3年に1回の民生委員・児童委員の一斉改選が行われた。全国で約23万人の方々が厚生労働大臣の委嘱を受けたが、うち、約7万3千人（約3割強）の方が新たに民生委員・児童委員として委嘱された。今回の一斉改選では、定数が前回より2,366人増加していることから、地方自治体では、高齢者や単身者等の要援護者が増加していることを背景に、民生委員・児童委員活動が果たす役割の

重要性の理解や民生委員・児童委員が担う活動等への期待が高まっていると考えられる。

その期待に応えるためにも、民生委員・児童委員の力量を高めていくことが必要である。

しかしその一方で、地域によっては、多くの欠員が生じたり、「なり手」確保に苦勞したとの声が寄せられるなど、今後、新たな担い手をどのように確保していくのかが大きな課題となっている。

《新たな課題等への対応》

昨今の地域社会の状況は、社会情勢の変化等による地域コミュニティの希薄化、孤立死問題、経済状況の悪化等によるニート、ホームレスの貧困問題など、多くの課題が山積している。

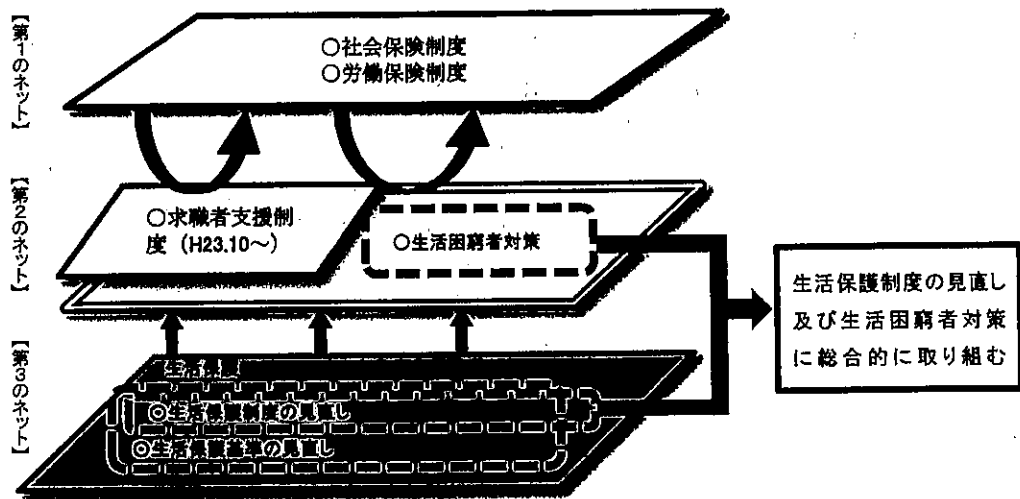
このような中で、平成25年12月に成立した生活困窮者自立支援法に基づく新たな生活困窮者自立支援制度（※）をはじめ、高齢者等をターゲットにした悪質商法の被害防止への対応など、日頃の民生委員・児童委員活動での「気づき」への期待や、災害対策基本法の見直しによる避難行動要支援者への避難支援など、業務量の増大や新たに担うべき役割が追加されてきている。

※生活困窮者自立支援制度（平成27年4月1日施行）の理念
（生活困窮者自立支援制度の意義）

① 第2のセーフティネットの拡充

- ・一般的に、社会保険や労働保険など雇用を通じたセーフティネットは第1のセーフティネット、生活保護は第3のセーフティネット、その間の仕組みは第2のセーフティネットと呼ばれており、生活困窮者自立支援制度は、この中でも第2のセーフティネットを手厚くし、生活保護制度の改革と合わせて重層的なセーフティネット構築を目指す施策である。
- ・生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・困難化する前に自立の助長を図ることが期待されている。
- ・なお、当然ながら、本制度は生活保護制度の受給を制限するものではなく、生活保護が必要な人に対しては適切につなぐなど、最後のセーフティネットである生活保護制度とは両輪として機能することが求められる。

【生活困窮者自立支援制度における第2のセーフティネット拡充のイメージ】



② これまでの事業や取組を踏まえた包括的な取組み

- ・これまでの福祉制度は、特定の高齢者、障害者、児童といった特定の対象者・分野ごとに展開されてきた。各種の制度・福祉サービスは、当事者の特性や個別のニーズに応じた枠組みとなっており、それぞれ実績をあげている。
- ・しかし、近年の生活困窮に関する課題は、経済的な問題のみならず社会的な孤立や医療問題など複合的な課題を抱えるケースや、本人のみならず家族にも課題が絡み合っている場合もある。
- ・今後、複合的な課題があり現行の制度のみでは支援することが難しい人に対し、既存の個別的なニーズに対応する制度・福祉サービスを活用しつつ、ワンストップで生活全般に渡る包括的な支援を提供する仕組みづくりが求められている。

③ 地域の実態にあった展開

- ・生活に困窮している人は、自治体の人口規模や経済情勢、社会資源の状況等によって差はあるものの、どのような地域においても存在する。
- ・経済活動が盛んな都市部においては、雇用機会も比較的豊富にあり、それを求めて人（求職者）が集まってくる傾向にある。しかしながら、不安定な雇用環境のまま倒産や離職等に陥ることもあり、その結果、生活保護受給者や生活困窮者、ホームレスが多くなるという傾向に繋がる。
- ・地方においても、例えば、人口が4,000人に満たない秋田県藤里町でも、18歳以上55歳未満の引きこもりが113人いたと報告されており、都市と共通する課題がある。その一方で、地方においては、住民同士の関係性が維持されていることが、生活に困窮することを予防している可能性はある。しかしながら、高齢化や人口減少により、地域コミュニティの維持自体が課題となっている面もある。
- ・制度としては、全ての地域において支援体制を展開することが必要であり、かつ、一律の定型的な支援の仕組みではなく、地域の実態に合った形での展開を地域自ら選択し、地域づくりを描きながら導入していくことが重要である。

(生活困窮者支援の目標)

① 生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・生活困窮者が目指す自立は一人ひとり異なり、経済的自立のみならず、定時に起床できるようにするなど日常生活自立、他人とのコミュニケーションが図られるようになる

などの社会生活自立を含み、本人が抱えている課題や置かれている環境に応じた自立を見据えることが求められる。

- ・どのような生活を目指したいか等、自立に向けたさまざまな決定は、自己選択、自己決定を基本とした主体性を重んじたものであるべきであり、本人が自らの意志で自立に向けて行動しようとすることをサポートすることが効果的な支援と言える。つまり、自立に向けての内面的な意欲や幸福追求に向けた想いを引き出して支援することが重要である。
- ・また、生活困窮者の中には、自信や自己肯定感・自尊感情を失い、傷つきやすくなっている場合があることにも留意し、尊厳の確保にも特に配慮すべきである。本人の尊厳を確保するということは、支援員による一方向の支援になるのではなく、本人と支援員との間で相互の信頼関係を構築しつつ、一個人として対等な関係性を保つことが重要である。
- ・困窮状態を脱した人が、今度は自分と同じように生活に困窮した状態に陥っている人を支援する、つまり、「支援される側」から「支援する側」になることも考えられる。そのため、生活困窮者も地域社会の一員としての積極的な役割を果たしていくことが求められ、また、地域において支え合いの輪を広げていくことが重要である。

② 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・多様で複合的な課題をもつ生活困窮者の課題を解決するためには、地域においてそれらの課題に応えるために相応の包括的な支援方策を用意することが必要である。それらの分野は多岐にわたり、法に基づく事業のほか、地域の既存の関係機関や制度の動員が必要である。
- ・これまでも地域では、例えば、民生委員・児童委員や福祉協力員が高齢者等の見守り活動などを行ってきており、そうした機能との連携（連携強化）を図る必要がある。また、公的な制度だけでは対応できない場合は、ボランティアなどのインフォーマルな支援や地域住民の力も必要となってくる。新制度は、こうした既存の活動を活かしながら、地域福祉の仕組みを再構築することになる。
- ・自立に向けた就労や活動の場づくりには、商工労働など福祉以外の分野との協働が欠かせない。また、高齢者への生活支援サービスや農業の人材不足など、地域の課題を解決するという視点をもって、一人ひとりの役割を創ることも必要である。
- ・このように生活困窮者の支援を通して、さまざまな分野の既存の社会資源と連携し、また、その活性化を図り、さらに不足している社会資源は新たに創出していくということに、行政・関係機関・地域住民が協働で取り組むことが求められる。生活困窮者支援という視点から「地域づくり」に取り組み、生活困窮者の支援に理解のある参加型包摂社会を創造していくことが重要である。

【出典】平成 26 年度社会福祉推進事業「自立相談支援機関運営の手引き」から

さらに、近年の児童虐待に関する相談対応件数は年々増加（児童虐待防止法施行前の平成 11 年度に比べ、平成 24 年度は 5.7 倍）し、また、児童虐待によって子どもが死亡した件数は、高水準で推移している状況にある。これらの問題には、地域の中で子育てに悩む保護者へ

の育児負担等の軽減が必要であり、より一層、児童委員、主任児童委員の地域での役割が重要となってきた。

《民生委員・児童委員の環境整備に向けて》

民生委員・児童委員制度は、永年に渡り福祉施策の下支えとして機能している我が国の誇る制度である。昨今の民生委員・児童委員の活動量の増大等により、負担や責任を感じている民生委員・児童委員が増加しているなかで、この制度を維持し、行政や地域住民が期待する役割を果たしていくためには、民生委員・児童委員、民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）、地方自治体、厚生労働省がそれぞれの立場と役割を持ちながら連携することによって、民生委員・児童委員活動の環境整備を早急に進めていく必要がある。

そのようなことから、本委員会では、民生委員・児童委員活動における課題を整理し、解決に向けた対応策を検討し、広く関係機関等に提言という形で提供することで、民生委員・児童委員が地域の要として益々活躍できる環境の整備が推進されることを期待するものである。

2 民生委員・児童委員活動における課題（検討の論点）

（1）活動の範囲に関する課題

- 民生委員・児童委員は、民生委員法第1条により、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」とされ、その職務内容は、民生委員法第14条、児童福祉法第17条で規定されているが、現実的には、地域住民の身近な相談窓口として、その職務の範囲も非常に横断的かつ幅広とならざるを得ず、民生委員・児童委員は、「地域住民のために」という強い思いの中で活動している。

○民生委員法

(職務内容)

第十四条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- 一 住民の生活状況を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 四 社会福祉を目的とする事業を經營する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

○児童福祉法

(児童委員の職務)

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を經營する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に務めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- 2 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- 3 前項の規定は、主任児童委員が第一項の規定各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- 4 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

○ こうしたことから、日頃の民生委員・児童委員活動では、例えば、地域住民からは、日常的な支援（ゴミ出し、電球交換など）を求められたり、行政や社会福祉協議会からは、敬老金などの公的給付金や広報誌の配布を依頼されるなど、住民との接点となる機会という面もあるものの民生委員・児童委員の活動範囲を超えていると思われる活動も行われている。

○ また、各種法律や通知等において民生委員・児童委員の関わりが明記されているものも多く見られるが、それらには「連携」や「協力」と規定され具体的な内容が記されていないため、行政の現場の解釈により民生委員・児童委員が活用されている場

合も多く存在し、さらには、地方自治体の単独事業においても民生委員・児童委員に過度の協力が求められている事例もあるものと思われる。

- さらには、公的な支援制度（給付等）の利用申請に必要な家庭状況の証明（署名欄への証明等）などにおいて、これまで面識のない住民から求められるなど、民生委員・児童委員による証明が困難な依頼もあり、特に金銭が絡む場合には予期せぬトラブルに巻き込まれる可能性も高いことから精神的な負担となっている。
- 民生委員・児童委員の活動は、「個別支援活動」、「民児協活動」、「地域の福祉活動」に大別できるが、民生委員・児童委員に期待される役割が広がるなか、これら3つの領域の活動がいずれも拡大しており、このことが民生委員・児童委員の負担となっている面がある。このようなことから、地域の実情を踏まえつつ、各領域の活動の精査を行い、活動の重点化や適切なバランス配分を図っておくことが必要と考えられる。
- 地域の民児協において、高齢者のための「ふれあい・いきいきサロン」や、子育て世帯のための「子育てサロン」などを実施している例も多く見られるが、こうした活動も回数が多くなることにより民生委員・児童委員の負担となっている場合には、地域の社会福祉協議会と相談し、地域のボランティア団体等に引き継いでいくことも一つの方向と言える。
- さらに、近年の孤立死事案などに象徴されるが、これらの事案がマスコミ等で取り上げられると必ずといっていいほど民生委員・児童委員のコメントが紹介され、「見守り」活動（※）の主たる役割が民生委員・児童委員のみであるような雰囲気となっている。こうした状況が、「自分の担当地域で孤立死が発生しないか」「自分は批判されるのではないか」といった民生委員・

児童委員の精神的な負担につながっている。

(見守り活動)

・民生委員・児童委員の活動において「見守り」活動は重要です。「見守り」活動は、地域住民との信頼関係の構築や地域住民の状況の把握等にとっても大切な活動ですが、これらは民生委員・児童委員のみに課せられたものではなく、行政や社協等の関係機関と連携・協働して行われるべきものです。

(2) 求められる役割の多様化と負担に関する課題

- 我が国の少子高齢社会の進展により、単身世帯の増加や地域コミュニティの人間関係が希薄化する中で、社会から孤立する人々が生じやすい環境となっており、様々な地域課題が存在し、支援すべき対象者の増加と世帯の直面する課題の複雑化・多様化による支援の困難性や活動量も増加している。
- また、大規模高層住宅や市町村合併など、居住環境の変化により、特に都市部における問題の集積化が進み、現行の定数基準では対応できないのではないかとの意見がある。特に、児童虐待への対応が求められる中、主任児童委員の人数が必ずしも十分ではないとの指摘がなされている。
- 民生委員・児童委員の活動中の負傷事故等は年間 200 件以上あり、そのなかには住民からの加害行為もあるなど、民生委員・児童委員活動には危険が伴う面もあり、これらへの対応も課題である。
- さらに、民生委員の約 3 割が 1 期目（～3 年）の新任委員であり、2 期目（～6 年）を含めると民生委員の約 6 割が 6 年未満の経験である。その経験の少なさが、民生委員が感じる「負担」にも繋がっていると考えられる。
- 加えて、民児協会長などの要職に就くと、役職により行政機関や地域の様々な組織のいわゆる「充て職」が依頼されること

もある。民生委員・児童委員がこれら組織と関係することは大切なことであるものの、これらの業務は民生委員・児童委員活動とは区別すべきものであり、これらの業務を含め民生委員・児童委員が感じる「負担」となっている可能性があることから、民児協とも相談しながら見直しをすることも必要な時期にあると考えられる。

(3) 対応する問題の複雑化・多様化と力量に関する課題

- 民生委員の選任にあたっては、「民生委員・児童委員の選任について」(平成22年2月23日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)により、民生委員・児童委員の適格要件として「社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者」とされている。
- 選任される者は様々な経歴を有しており、必ずしも福祉に精通している者ばかりではない。加えて、世帯の直面する課題が複雑化・多様化するなかでは、民生委員・児童委員も自己研鑽に努め、その力量を高めることが必要である。
- 近年生活保護受給者が増大しているが、特に稼働年齢層のいる世帯の「その他の世帯」が大きく増加(10年間で約20万世帯の増)している。このような状況からすれば、生活保護を受給する手前の層や生活困窮に至るリスクの高い層も増加していると考えられる。

これらの者(世帯)は、失業、疾病などを背景に生活困窮に陥り、自己有用感を持たないまま社会的に孤立することも少なくない。これらの者(世帯)の自立支援は、いかに早期に「発見して」必要な支援に「つなげていく」かが課題である。

- また、認知症高齢者の増加や精神障害者の地域移行の推進な

ど、地域包括ケアシステム（※）や地域生活支援の充実が求められている。地域で暮らす認知症高齢者や障害者が増加しているなかで、これら住民と接する機会も多く、それぞれの特性への理解も深める必要がある。

※地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムは、概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定し、住民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるものです。

地域包括ケアシステムは、介護保険の保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて構築されるものです。

- さらに、地域によっては、「異なった言語や習慣をもつ外国籍」の住民が生活している。外国籍の住民に対する理解を深めるとともに、その支援も民生委員・児童委員にとって大きな課題である。

（４）災害時の活動に関する課題

- 東日本大震災では、被災者も広範囲に避難しているため、民生委員・児童委員の活動範囲も広範囲におよび、時間的、財政的な負担が大きくなっている。また、避難生活の長期化により、被災者の心の健康問題が顕在化するなかで、被災者支援に当たっては、専門職との連携が必要となっている。また、民生委員・児童委員自身も被災者であることから、民生委員・児童委員本人への支援も課題となっている。
- 民生委員・児童委員は、災害対策基本法の見直し（平成 25 年 6 月）により、避難行動要支援者の避難支援関係者として位置づけられているが、民生委員・児童委員が災害時の避難支援の直

接の担い手としての果たすべき役割とその責任が大きくなることが危惧されている。

(5) 個人情報の取扱いと関係機関との情報共有に関する課題

- 民生委員・児童委員の職務は、民生委員法第14条で定められているが、その具体的な活動に大きなウエイトを占める「個別支援」活動の一部として「見守り」がある。
- 「見守り」を行うに当たっては要支援者の情報が必要となるが、その情報が行政や関係機関から提供されないことから、その活動に支障が生じている。
特に、近年、単身高齢者世帯や障害をもつ子どもの母子世帯などの孤立死事例にもあるように、世帯の情報が予め提供されていれば何らかの対応ができていた可能性もある。
- 民生委員・児童委員は、民生委員法第15条により守秘義務が課せられ、加えて、特別職の地方公務員であることから、個人情報には慎重に取り扱われるべきである。一方、民生委員・児童委員が知り得た情報が関係機関に提供されず、支援対象者の支援に繋がっていないという現状もある。こうしたことから、民生委員・児童委員自身においても、要支援者への適切な支援のために第三者への情報提供等を行うことにつき、正しく理解する必要がある。
- また、民生委員・児童委員が活動していくうえで、関係の深い自治会、町内会又は福祉協力員(※)などと、いかに具体的に情報を共有していくかも課題である。

(※) 福祉協力員とは

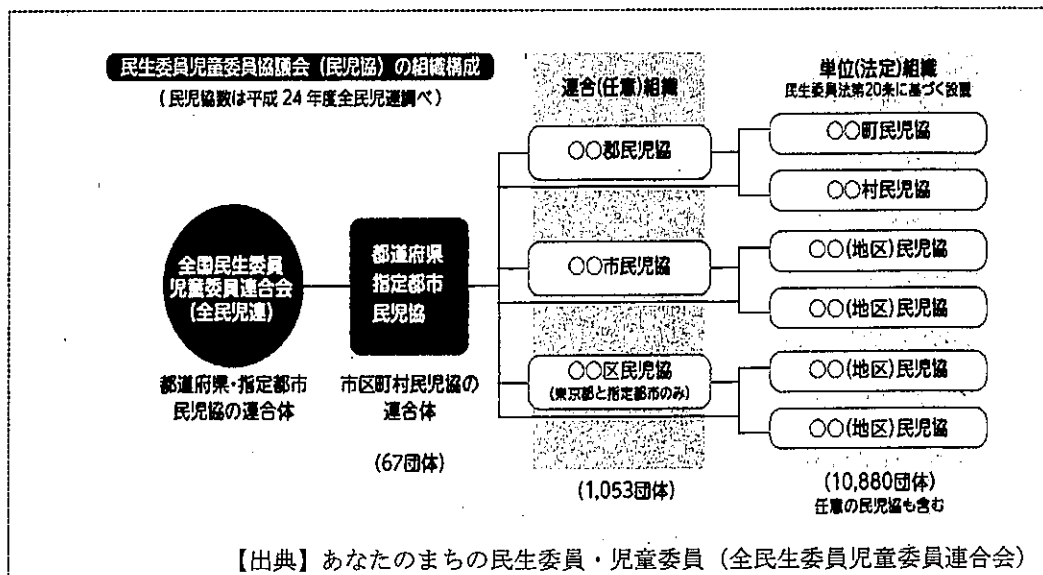
日常生活を送る上で問題を抱える方々も地域の中でいきいきと安心して生活できるよう住民同士で支え合う地域づくりを目指し、各地の社会福祉協議会では「福祉協力員制度」を実施しています。

社会福祉協議会会長が委嘱し、地域毎に一定の割合で配属され、地域における

問題を発見し関係機関等へ繋ぐことを役割に、民生委員・児童委員などと連携し活動を行っています。

(6) 活動への支援・協力体制に関する課題

- 民生委員・児童委員は行政の協力機関であるが、行政の担当者の民生委員・児童委員への支援の濃淡が影響し、トラブルなどが生じた際、行政のサポートが期待できない場合もある。
- 近年の高齢社会では、民生委員活動も高齢者への支援が多くなっていることから、地域包括支援センター（社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師）や社会福祉協議会（コミュニティソーシャルワーカー、地域福祉コーディネーター）との関わりが多くなっている一方で、児童や障害者支援に関する専門職との関わりが希薄となっている。
- 単位民生委員児童委員協議会（以下「単位民児協」という。）は、民生委員・児童委員の組織的活動を支える活動基盤として機能すべきであり、市の民児協の場合には、単位民児協の連合組織として機能すべきであるが、その活動実態は、事務的な業務に終始するなど本来の機能が果たされていない面がある。単位民児協から様々な課題を吸い上げたり、民生委員・児童委員の相談を受け支援する体制づくりが課題となっている。



(7) 社会的な理解の促進と継続性の確保に関する課題

- 民生委員・児童委員は行政の協力機関として位置づけられていることから、行政等からの様々な業務の依頼が行われやすい側面がある。安易な業務依頼により、個別支援活動以外の業務で忙殺されているとの指摘があり、行政等では、民生委員・児童委員の制度・活動に対する理解を深めたうえで、業務の依頼を行うことが必要である。
- 国及び各地方自治体では、民生委員・児童委員制度について、「民生委員の日（5月12日）」及び「活動強化週間（5月12日から1週間）」を中心に広報活動（※）を行っている。

しかしながら、一定程度の効果は期待できるものの、地域住民に広く民生委員・児童委員制度やその活動への理解がされるまでに至っていない。特に、児童委員、主任児童委員制度とその活動の役割については、あまり知られていない状況にある。

※趣向を凝らした広報の取組例（平成25年）

《東京都民生委員児童委員協議会》

1 民生委員児童委員普及・啓発パレード

新宿駅東口の新宿通りを約1000人の民生委員・児童委員がパレード。

2 民生委員・児童委員合唱チャリティーコンサート

民生委員・児童委員の活動内容を広く知ってもらうため、活動内容の紹介や合唱による民生委員・児童委員の交流を目的。

3 東京都民生委員児童委員キャラクター

都民連では、キャラクター（ミンジー）を採用し、民生委員・児童委員の普及啓発に活用。

《群馬県安中市民児協》

市長による「一日民生委員・児童委員友愛訪問活動」の実施。

《愛知県常滑市民児協》

市内の小学6年生（4名）を対象に「一日民生委員・児童委員」を委嘱し、民生委員・児童委員と一緒に「ひとり暮らし高齢者」宅の訪問を実施。

《広島県民児協》

中国放送で民生委員・児童委員のCMを放送。

《大分市民児協》

児童を一日民生委員に委嘱し、総勢約 100 名の民生委員・児童委員が街頭パレードを実施。

《大分県臼杵市民児協》

民生委員・児童委員約 100 名が市の広報車を先頭にパレードを実施。(市報、福祉だよりへの掲載)

《那覇市民児協》

市長が一日民生委員・児童委員として地域への友愛訪問。交付式では地域の園児によるアトラクションを実施。

【出典】全国民生委員児童委員連合会調べ

- このようなことから、地域住民からの日常生活上の過度な依頼による無用なトラブルや、民生委員・児童委員が報酬を得ているという誤解など、民生委員・児童委員制度が地域住民、関係者に正しく理解されていないことにより様々な問題が生じている。
- また、地方自治体では、社会福祉協議会の広報誌や地区の回覧板等を通じて地区担当の民生委員・児童委員の紹介などを行っている地域があるものの、民生委員・児童委員が誰であるか知っている住民も少なく、その結果、民生委員・児童委員に相談できずに適切な支援に繋がられない場合もある。
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により、段階的に雇用義務年齢が引き上げられ、平成 25 年 4 月 1 日より雇用義務対象年齢が 65 歳となった。かねてより民生委員・児童委員の「なり手不足」が課題として指摘されているが、今後益々拍車がかかることも予想される。
- さらには、複雑化・多様化する課題への対応のため、「活動量」の多さや、「負担感」の高まりにより、多くの地域で委員を引き受ける人材がみつからず、その選任が困難となっている状況がある。また、新たに民生委員・児童委員を確保しても、その事前説明が不十分であることから、委嘱から短期間のうちに辞め

てしまう事例もみられる。

- 民生委員・児童委員には、交通費や通信費等に充てるべきものとして活動費が公費で支弁されているが、民生委員・児童委員自身も制度に対する理解が乏しい現状から、その活動費が公費で賄われている実感がない一方で、複雑化・多様化する支援対象者の課題から、活動量の増に伴う経済的な負担も増加している。

3 民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けて（提言）

今回の検討会での議論を踏まえると、民生委員・児童委員の活動環境の整備に当たっては、その対応には「早期に対応できるもの」と「時間をかけて慎重に検討するもの」とに整理される。

本年は、平成25年12月に民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、新任者を含めた新しい体制がスタートする時期であり、また、災害対策基本法の見直しによる避難支援、消費者教育の推進に関する法律の施行等による地域協議会の設置、さらには、平成25年12月に成立した生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援制度などにおいても民生委員・児童委員への期待が高まっている。

その一方で、行政、住民、専門職、関係機関における民生委員・児童委員に対する制度とその活動への理解が十分でない状況にある。

このようなことから、この時期を捉え、早期に対応できるものを中心に課題への提言を行い、民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けた取組みを促していくこととする。

（1）民生委員・児童委員活動への支援の充実

① 民生委員・児童委員が安心して活動するための取組み

- 民生委員・児童委員が安心して活動していくためには、特別職の地方公務員として、地方自治体における迅速な公務災害補償制度の適用はもちろんのこと、活動上のトラブル等に

より、その家族または財産に危害を及ぼされることもあることから、家族・財産を含めた保険制度による補償制度を設けることで民生委員・児童委員が安心して活動する環境整備の一助として大いに期待できる。

- その際、保険料については、制度が個人への補償となる面もあることから、民生委員・児童委員の負担はもちろんであるが、地域において民生委員・児童委員の果たす役割の重要性に鑑み、国及び地方自治体の公費による財政支援を検討すべきである。

②民生委員・児童委員、民児協活動への支援

ア 活動費等

- 民生委員・児童委員は無報酬で活動しており、交通費等の実費弁償として地方交付税の算定基礎に年額 58, 200 円（平成 25 年度）が計上され、地方自治体から民生委員・児童委員に活動費として支給されている。地方自治体によっては、これに上乗せして支給しているところもあるが、複雑化・多様化する課題への対応にその活動量が増加し、民生委員・児童委員の経済的な負担も増えていることから、厚生労働省は、活動費の増額を関係省庁に対して要求していくとともに、地方自治体においても、地域福祉の担い手として期待する民生委員・児童委員に対して積極的に支援していくべきである。

- さらに、民児協への活動推進費として地方交付税の算定基礎に年額 200, 000 円（平成 25 年度）が計上されているが、民生委員・児童委員活動への支援や広報活動の充実という観点から、国及び地方自治体は同様に積極的に支援していくべきである。

イ 行政のサポート体制

- 民生委員法第 17 条、児童福祉法第 17 条では、民生委員・児童委員の職務に関する指揮監督権限は都道府県知事であり、市町村長には、民生委員・児童委員に資料の作成や職務に関する指導をすることができるとされている。

これは民生委員・児童委員の職務が、地方自治体の事務としての性格と住民の福祉の協力機関としての性格を持ち合わせていることによるものであることから、地方自治体は、この点を十分に認識し、民生委員・児童委員に対して積極的に支援すべきである。

- また、DV や虐待などの緊急性が高く児童委員が対応に窮する事案については専門機関に対応を委ね、児童委員は家庭の周辺状況の観察等に協力するといった適切な役割分担を行うことが必要である。
- さらに、民生委員・児童委員は、夜間、休日等の行政機関の閉庁時に対応を求められることも多くあるが、その際には、行政機関との緊急連絡体制などのサポートがなにより求められる。
- 地方自治体は、定期的な人事異動があり、担当者により民生委員・児童委員への理解や支援も異なるという現状があり、課題の一つとなっている。このような課題への取り組み例として、大分市の全庁を挙げてのサポート体制(※)が挙げられる。民生委員・児童委員と行政の地域課題への共有が図られるとともに、民生委員・児童委員としても心強いサポート体制であることから、市町村においては、このような体制づくりも検討すべきである。

※大分市の民生委員サポート体制 【資料 45 頁参照】

民生委員・児童委員の包括的な相談窓口として、民生委員・児童委員支援担当者（課長補佐以上）を庁内関係各課に置き、その者の指示により関係各課の担当者は、関係各課や関係機関との調整、必要に応じて現地に同行するなど、サポート体制を構築。

ウ 関係機関との連携

- 民生委員・児童委員の活動は、福祉行政や災害対策、消費者行政など幅広い分野に関わっており、また、支援対象者の複雑化・多様化する課題への対応のため専門的な対応を迫られることも多いが、その職務は、関係機関（地域包括支援センター、児童相談所、学校、保健所など）への「つなぎ役」や家庭周辺の観察への協力が主たる業務であり、関係機関との情報の共有を含めた関係づくりが必要である。

さらに、地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会と地域福祉の要として活動する民生委員・児童委員が、良好な連携や協働関係を構築することで、今後の地域福祉の推進に繋がると考えられる。

また、警察や法テラスなどの機関と連携することが、安心・安全な活動をしていくために重要である。

- 児童に関する問題については、学校だけでは抱えきれない問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教員と児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できることから、このような取り組みを進めることが必要である。

エ 地域福祉計画等への位置づけ

- 都道府県の地域福祉支援計画や市町村の地域福祉計画、

社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、地域の実情に応じた地域福祉の推進を図るために極めて重要であり、民生委員・児童委員が地域福祉の担い手としてその策定に参画しているが、地域福祉計画に地域福祉を支える環境づくりとして民生委員・児童委員の活動の充実を位置づけたり、民児協の活動方針などを位置づけることにより、民生委員・児童委員活動の充実や地域住民への理解にも繋がると考えられる。

③災害時の民生委員・児童委員活動への支援

- 民生委員・児童委員は、特別職の地方公務員である一方で、ボランティアという側面もあることから、災害時に民生委員・児童委員や市区町村民児協が取り組む住民支援の活動の財源として、共同募金の災害準備金などを活用できるようにすることも検討すべきである。
- 災害時の避難行動要支援者の避難支援に向けても民生委員・児童委員の協力が期待されているが、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府）」では、災害時には、「なによりも民生委員本人又はその家族等の生命及び身体を守ることが大前提である」とこととされており、この点を地方自治体をはじめ、民生委員・児童委員も理解することが必要である。

さらに、民生委員・児童委員が直接的に避難支援に従事することは困難であること、また発災後の要援護者の生活支援が民生委員・児童委員の主たる役割であることを、地域の消防や防災部局に理解してもらうことが必要である。
- 災害時の対応は、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど地域の防災力を高めておくことが必要であることか

ら、地方自治体では、避難行動要支援者名簿による避難訓練を行う際には、民生委員・児童委員も含めて実施するなど、防災への取組みも必要である。

- 災害時への備えとして、個人情報提供を条例により定めることも可能であること、また、災害時には条例や本人同意の有無に関わらず個人情報を関係機関に提供できることを地方自治体に周知するとともに、その取組みを促すことも必要である。

(2) 民生委員・児童委員の力量を高める取組み

- 民生委員・児童委員は、様々な経歴をもった者が委嘱されているが、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉及び地域福祉という幅広い活動をするためには、その力量を更に高める必要がある。そのためには、民生委員・児童委員に対する研修が極めて重要な意味をもっている。

～多様な考え方を認め合いながら～

民生委員・児童委員の皆様は、就任当初、福祉の知識を豊富にお持ちであったわけではないと思います。また、就任に至るまでに、さまざまなバックボーンや職業経験があり、福祉に関する知識や価値観、技術なども個人差があります。しかし、考えてみると、委員一人ひとりの多様さ、多彩さが、ボランティア集団としての良さになります。

自分の違う考えや意見を表明する人を排除しないことが求められます。異なる意見は、協議により修正や合意を見出すようにすることです。気兼ねなく話し合える環境は、組織への帰属意識を高めることになります。日頃の委員同士のコミュニケーションを活性化させることも重要です。

- 平成23年の「地域の自主性及び自立性の高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(地域主権第2

次一括法)により、民生委員法及び児童福祉法の一部改正が行われ、民生委員・児童委員に対する指導訓練(研修)は、都道府県知事が地域の実情に応じて実施することとされていることから、都道府県は、主体的に地域の実情やそのレベルに応じた研修を実施すべきである。しかしながら、十分な研修機会が確保されているとは言いがたい状況にある。

- 研修の実施にあたっては、全国民生委員児童委員連合会(以下「全民児連」という。)で研修カリキュラムを作成しているが、これらを参考に実施することが望まれる。また、全民児連においては、今後その内容について検証し、その充実を図るべきである。
- より専門性の高い研修を実施するため、大学等との提携により研修を実施することも力量を高める上で大変効果的である。
一方、大学等においても民生委員・児童委員制度に関する研究に取り組む有識者が増えることを期待する。
- また、民児協の取組みとして、特に単位民児協の定例会を研修の機会とすることが有用であり、個別支援事例の検討などを通じて定例会の充実を図ることが期待される。

～定例会運営のくふうを～

定例会を学習の場とするためには、事前の準備が欠かせません。行政や社協団体からの依頼や連絡事項は定例会の主要項目となりますが、学習の時間を多くとれるように、連絡事項は、時間を効率よく使うためのくふうが必要となるでしょう。

例えば、役員による事前の打ち合わせや情報把握により、定例会の短い時間でも要領よく、正確に説明できるようにすることや、協議を必要とする事案は、あらかじめ論点を明確にするなど、円滑な協議を進めるための準備や心がけも大切です。

【地区定例会の巡回報告(新潟市)】

目 的：市民児協事務局が地区民児協定例会の運営状況を把握し、その

実施内容や運営上の工夫を集約のうえ、地区会長等にフィードバックすることにより、定例会や地区民児協活動の運営に寄与することを目的とする。

巡回期間：平成23年9月～平成25年9月

巡回地区：全77地区

※地区定例会の一般的な流れ

(事前)・役員会を開き、区会長連絡会の次第(または地区独自の次第を作成)を使用し、会議内容の確認と資料作成を行う。

(当日)・会議の設営は部会ごと、班ごとの輪番制で行う。

・会議前に活動記録の回収を行う。

・区会長連絡会の内容の報告。

・地域包括支援センター、行政、区社協からのお知らせ。

・1か月の活動報告と、次月の活動予定の確認をする。

・委員内で心配な事柄を報告し、全員で検討する。

- さらに、民生委員・児童委員が日々の活動を通じてその力量を高める方策として、一定の経験を有する先輩民生委員・児童委員(中堅委員)や単位民児協会長とチームを組んで住民の相談支援活動にあたることは、OJTとして経験の浅い民生委員・児童委員の精神的な負担軽減の面でも有効といえる。
- 民生委員・児童委員の力量を高めるには、民生委員・児童委員自身のやりがいを高めることが何より効果的である。そのためには、都道府県等レベルにおいて民生委員・児童委員活動を評価する仕組み(例えば表彰制度における表彰要件の緩和など)の構築も一考に値する。
- また、民生委員・児童委員が活動に専念できるようにするためには、職場内、家族、地域団体の理解と協力が何より必要であり、これらに対する民生委員・児童委員活動の理解を促すことも重要である。

(3) 地方自治体等の民生委員・児童委員制度への社会的理解の促進

①民生委員・児童委員制度及び活動の正しい理解の促進

- 近年孤立死の事案が生じた際、必ずといっていいほど報道に民生委員・児童委員のコメントが取り上げられるなど、「孤立死防止の見守り」活動が民生委員・児童委員の活動であり、ひいては孤立死を防止できなかった責任があると考えられている向きがあるが、民生委員・児童委員の職務は、「住民の生活状況を必要に応じ適切に把握しておくこと」であり、「見守り」が全て民生委員及び児童委員に課せられた活動であるという見方を是正していく必要がある。あくまでも、「見守り」は、行政や地域の関係機関と連携して行われるべきものである。
- 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりには、民生委員・児童委員制度及び活動そのものの理解を促進することが極めて重要である。特に行政機関や地域包括支援センター等の関係機関における民生委員・児童委員制度の理解を深める必要がある。
- また、本来の民生委員・児童委員活動とは言いがたい、行政機関や地域での様々な組織のいわゆる「充て職」については、地方自治体において民生委員・児童委員が感じる「負担」も考慮し調整すべきである。
- 市区町村の民児協事務局は、行政（6割）又は社協（4割）に設置されているが、地方自治体の要請により地域課題への対応に組織的に取り組む場合もあることを踏まえると、地方自治体は人的・財政的な支援について検討すべきである。

②個人情報の適切な理解による活動しやすい環境づくり

- 民生委員・児童委員活動において、支援対象者の情報は活動の基礎となる重要なものであることから、関係機関からの

情報の提供及び共有を促進する必要がある。また、民生委員・児童委員には、行政では知り得ない貴重な情報もあることから、これらを有効に活用することが地域住民への支援に繋がるものである。

- 情報の共有に関して、個人情報の取扱いに関するいわゆる「過剰反応」が課題となるが、個人情報の取扱い等につき行政機関のみならず、民生委員・児童委員も自らの守秘義務の意味について正確に理解をしていない場合があることから、個人情報を適切に保護するとともに、有効に活用できることを理解する必要がある。
- また、民生委員・児童委員と関わりが深い自治会や町内会、福祉協力員については、法的には守秘義務が課せられていないが、地域住民と極めて近い存在にあることから、これらとの役割分担を明確にし、情報共有の方法も検討すべきである。
- 市町村等は、児童虐待の防止等のために必要かつ相当な範囲で児童委員や主任児童委員と情報を共有し、家庭周辺の状況観察等に協力を求めることを検討すべきである。そのため、研修の充実や児童委員や主任児童委員が要保護児童対策地域協議会で積極的に活動できるような配慮が必要である。

(4) 国民の民生委員・児童委員制度への理解促進の取組みとその効果

① 広報への取組

- 世帯訪問により地域住民と密接に接することが民生委員・児童委員活動の理解を深める上で大切であることは勿論であるが、民生委員・児童委員制度が国民及び地域住民に広く理解されるまでには至っていないことから、国及び地

方自治体は、民生委員・児童委員制度の理解を深めるため、広報活動の充実を早急に図るべきである。その際、地域のイベント等において民生委員・児童委員活動の紹介や民生委員・児童委員による活動が支援対象者の支援につながった好事例を提供するなど、創意工夫し取り組むべきである。

- 併せて、地域住民に民生委員・児童委員制度と活動の理解を深めるために、地域福祉の諸施策を推進する中で、住民に対して民生委員・児童委員の役割を積極的に啓発・広報することも有用である。

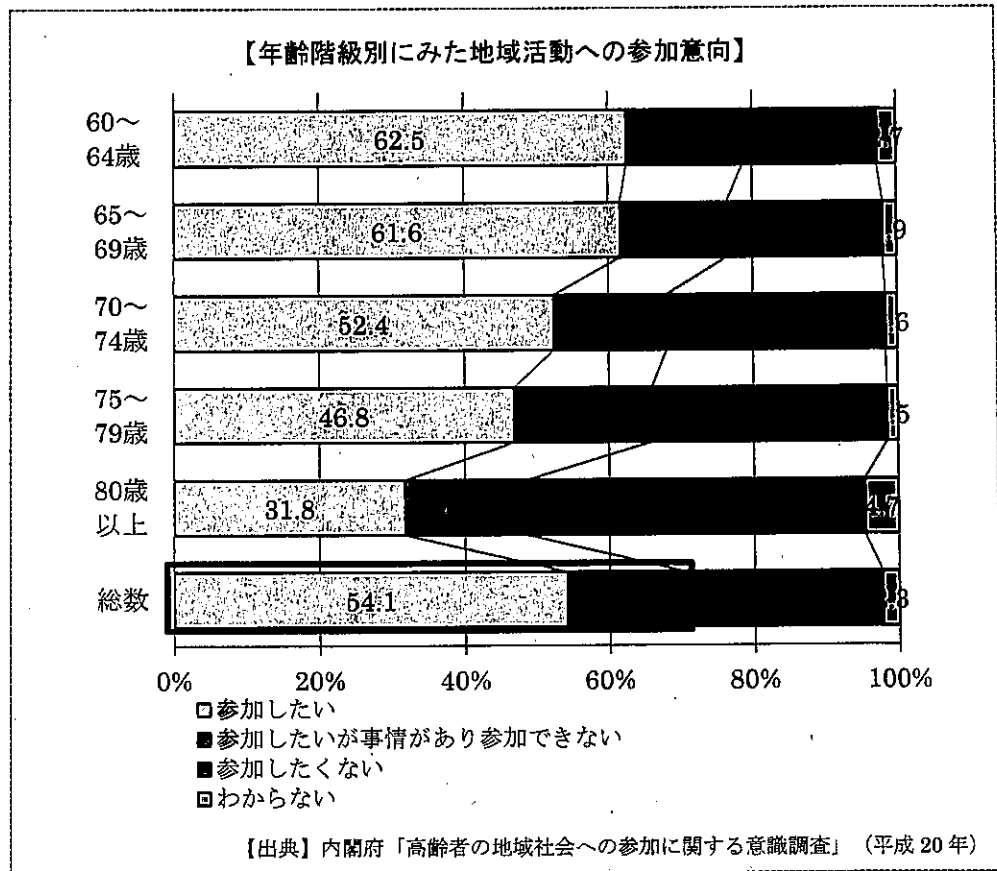
② 「なり手」不足解消に向けた試み

- 民生委員・児童委員のなり手不足の解消は、前述の各事項を総合的に展開することが重要であるが、平成24年から65歳を迎えているいわゆる団塊の世代を対象とした取り組みも重要である。
- 内閣府の「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」（平成20年）によると、高齢者全体のうち約7割が地域活動への参加意向をもっており、特に、60歳～69歳の高齢者の参加意向が高い状況にある。
- 今後、定年退職等をした人が、「企業」から「地域」にその拠点を移すこととなるが、厚生労働省では、企業に対する働きかけにより、退職前からボランティア活動等に慣れ親しみ、退職した後も、生涯現役で活躍できる環境整備への取り組みが行われる予定である。

こうした取り組みのなかで、民生委員・児童委員制度などについても紹介することにより理解も進み、民生委員・児童委員への「なり手」となることも期待できる。

- また、今後、元気な高齢者が増えることが予想されるこ

とから、現在の選任要件では、おおむね 75 歳という年齢制限はあるものの、地域の実情に応じ年齢引き上げの対応が可能であることを改めて地方自治体は認識すべきである。



4 今後検討を期待する課題

当検討会において種々課題としてあげられた事項のうち、次に掲げる制度改正等を伴う事項については、今後時間をかけて慎重に検討されることを期待する。

- 民生委員・児童委員の活動範囲に係る他制度の整理
- 時代の変遷に即した定数基準（参酌基準）と地域割の見直し
- 研修等による民生委員・児童委員のなり手確保の仕組みづくり
- 民児協や単位民児協の事務局機能の強化

5 民生委員・児童委員に期待すること

- まず、本検討会として、東日本大震災で民生委員・児童委員活動中にお亡くなりになられた委員及びそのご遺族に改めて哀悼の意を捧げ、多くの被災された民生委員・児童委員にお見舞い申し上げます。

自らも被災され、避難生活を強いられているなかにあつて、民生委員・児童委員として現在も活動されている多くの方々の尽力により、多くの地域住民の生活が支えられていると認識している。

- 民生委員・児童委員制度は、「濟世顧問制度」の発足から、平成29年には100周年を迎えるという長い歴史と輝かしい伝統を持った制度である。時代とともに、その活動内容は変化してきているが、現在においても、地域の最前線において常に地域住民の立場に立ち、様々な課題を抱える方々に寄り添いながら支援を行うという確固とした制度として引き継がれ、厚生労働大臣の委嘱のもと23万人もの委員が強い使命感をもって日々活動を続けていることは、他に例をみない我が国の誇るべき制度である。

現在、全国各地で活動している民生委員・児童委員の方々は、是非誇りをもって日頃の民生委員・児童委員活動に取り組んでいただきたい。

- 近年、悪質商法などの消費者被害の防止のための地域の体制づくりや生活困窮者自立支援制度など新たな取組が制度化されるなかで民生委員・児童委員への期待も高まっているが、これにより、民生委員・児童委員の日頃の活動が体系的に取り組みれることとなり活動しやすい環境に繋がるものと考えている。

民生委員・児童委員は、「自分で自分を助けられない人」を発見し、見守り、適切な時期に必要な手立てに繋げるという役割

があることから、「地域福祉推進の要」として期待されているのである。

- 特に、近年、児童虐待やひきこもりなどの問題が増えているが、児童委員、主任児童委員には、地域の中で子育てに悩む保護者の支援の必要な家庭を関係機関へ繋ぐ役割としての期待も大きい。
- 近年は、全ての人々が住み慣れた地域で暮らすという基本的な理念に基づき、福祉制度の見直しや、地域の再構築が図られていることから、地域福祉の要として、民生委員・児童委員への期待が益々高まっていると言える。
- こうした多くの期待に民生委員・児童委員が適切に応えていくためには、行政や専門機関、関係機関との連携や協力が必要であり、中でも特別職の地方公務員として活動する民生委員・児童委員への地方自治体の協力は不可欠であることから、地方自治体の理解と積極的な支援をお願いする。
特に、民生委員・児童委員の活動の現場となる市町村において、福祉所管課相互間の連携が図られることにより民生委員・児童委員の活動しやすい環境につながるものである。
- 厚生労働省においては、民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けて、当報告書による対応策を具現化するよう積極的な取り組みをお願いする。
- 今後、地域福祉を推進するに当たって民生委員・児童委員が中心となるなか、専門職との関係も含めて整理し、平成29年の制度発足100周年に向けた更なる検討が必要である。
- 当報告書は、地方自治体をはじめ、関係省庁にも提供することとし、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備に総合的に取り組んでいただくことを期待したい。

資 料

民生委員・児童委員の現状

○根拠法：民生委員法（児童福祉法第16条により児童委員を兼務）

○定数：233,911人（平成25年3月31日現在）

（※厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が市町村長の意見を聴いて定める）

○現員数：230,199人（平成25年3月31日現在）。充足率：98.4%。※都市部で低い傾向。

○委嘱：厚生労働大臣。職務に関する指揮監督：都道府県知事（特別職の地方公務員とされている）

○報酬：無報酬。活動費として、1人当たり年間58,200円を地方交付税措置している。

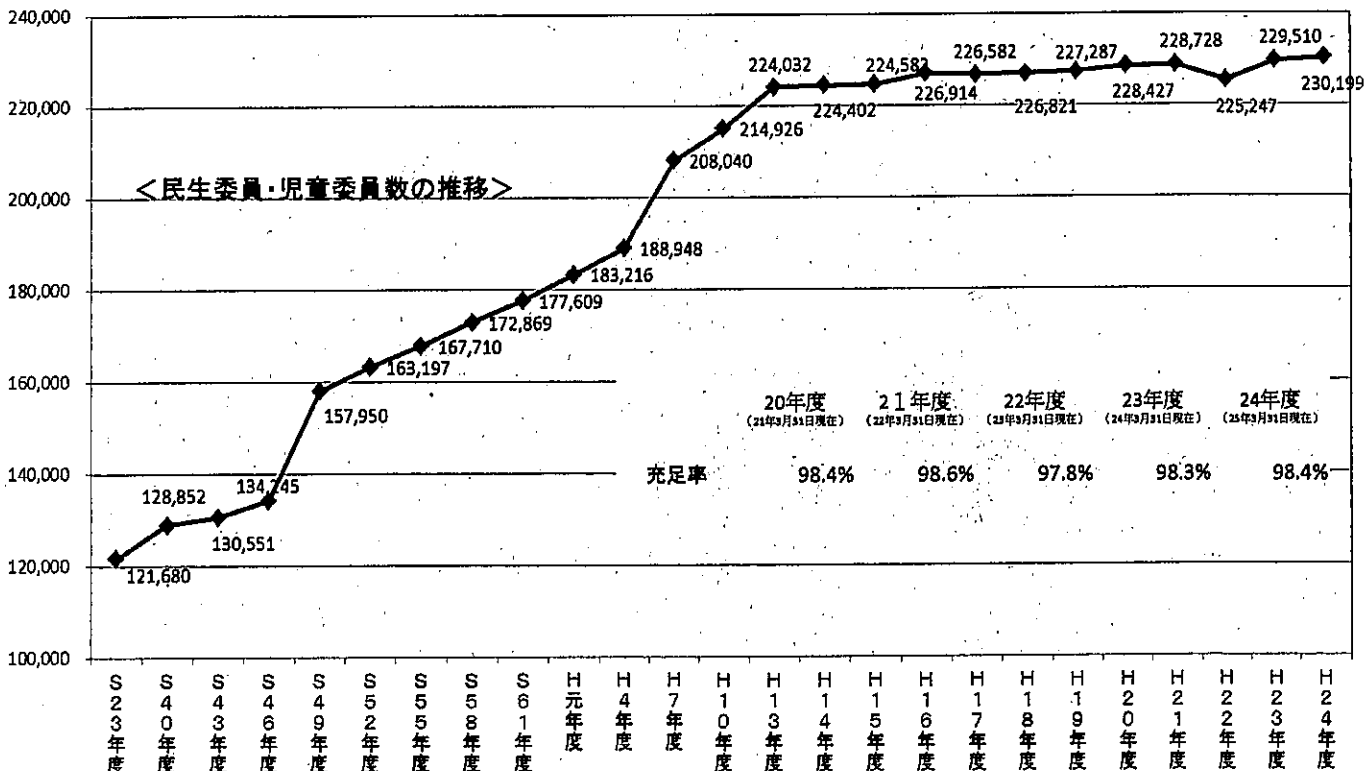
民生委員の本分（民生委員法第1条）

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

民生委員法に規定される業務（民生委員法第14条）

- ① 住民の生活状況を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- ② 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ③ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- ④ 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ⑤ 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- ⑥ 上記の職務のほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

民生委員・児童委員数



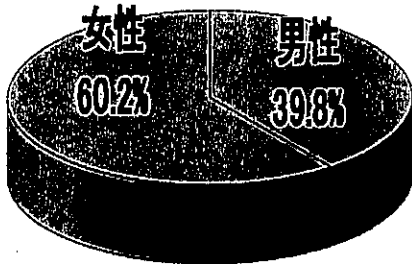
福祉行政報告例より作成（各年度末現在、ただし、昭和23年については、4月1日の一斉改選時の人数）

※平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

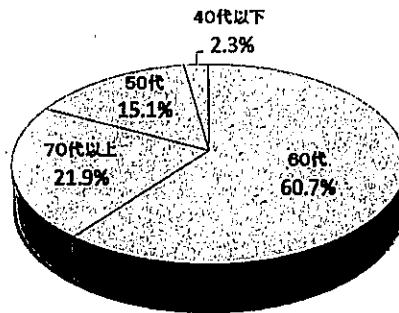
性別・年齢・経験期間

- 男性4割、女性6割 ※平成7年に女性の数が上回る。
- 60歳代が全体の6割、70歳以上が2割であり、全体の8割が60歳以上。
- 1期、2期で全体の6割

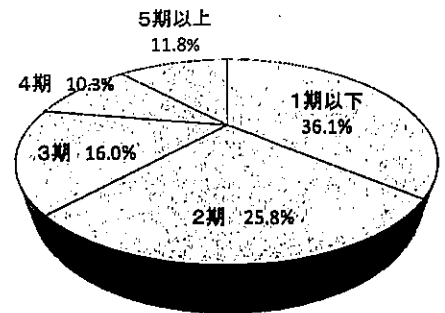
性別



年齢



経験期間



厚生労働省「平成24年度福祉行政業務報告」及び全国民生委員児童委員連合会「法定単位民生委員児童委員協議会活動実態調査2012報告書」(平成25年3月)より作成

民生委員・児童委員の現在の職業と現役時代の職業

【民生委員の経歴】

	社会福祉 関係	保健医療 関係	教育・保育 関係	宗教関係	法曹関係	農林水産業	自営・経営	民間企業 従業者等	無職	不明
現在の職業	3.60%	1.90%	6.10%	2.10%	0.50%	6.30%	15.60%	10.80%	49.50%	3.60%
現役時代の 職業	3.90%	3.80%	19.80%	1.30%	0.50%	4.80%	16.10%	32.50%	12.30%	5.00%

全国民生委員児童委員連合会「市区町村民生委員児童委員協議会等活動実態調査報告書2006」(平成19年3月)

一斉改選(平成25年12月1日)の状況について

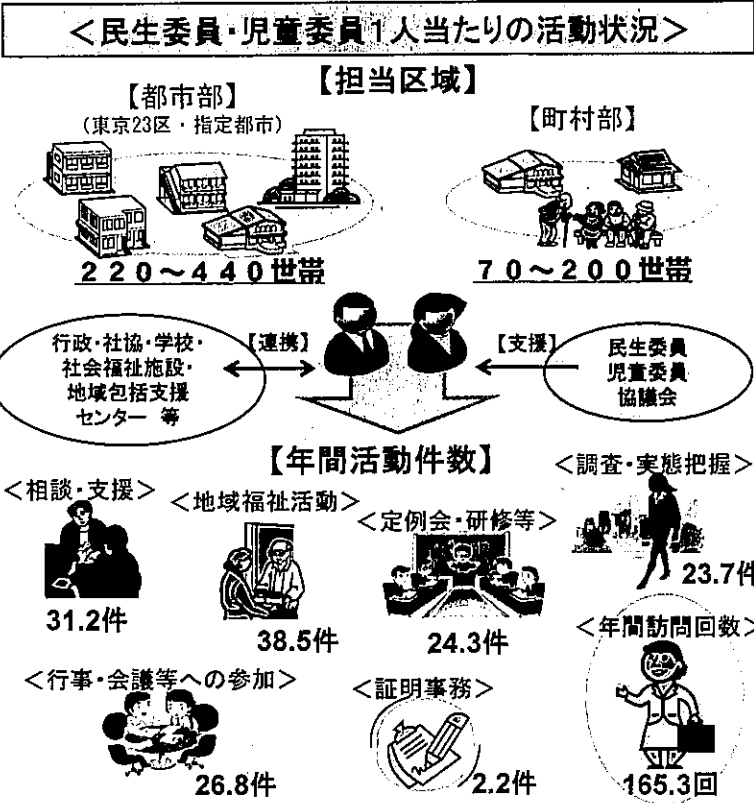
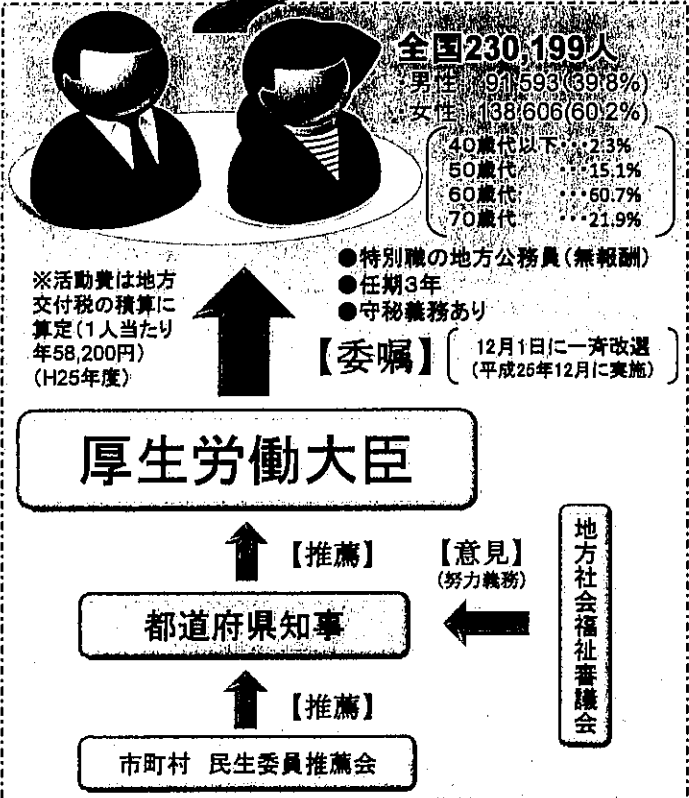
総数	平成22年度 (前回)		平成25年度 (今回)	
	定数	委嘱数	定数	委嘱数
	233,905人	228,550人	236,271人	229,488人
		97.7%		97.1%
				△0.6%

内訳(1) 地区担当/主任児童委員別		内訳(2) 新任/再任別	
地区担当	主任児童委員	新任	再任
208,291人 (90.8%)	21,197人 (9.2%)	73,011人 (31.8%)	156,477人 (68.2%)

- ◆ 前回(平成22年度)と比較して、定数(+2,366人)・委嘱数(+938人)共に増加している。
- ◆ 定数に対する委嘱数の割合(充足率)は、前回の一斉改選と比較して0.6%下がった。
(97.7%→97.1%)
- ◆ 内訳をみると、約9割が地区担当民生委員・児童委員である。また、約3割が新たに委嘱された新任委員となっている。

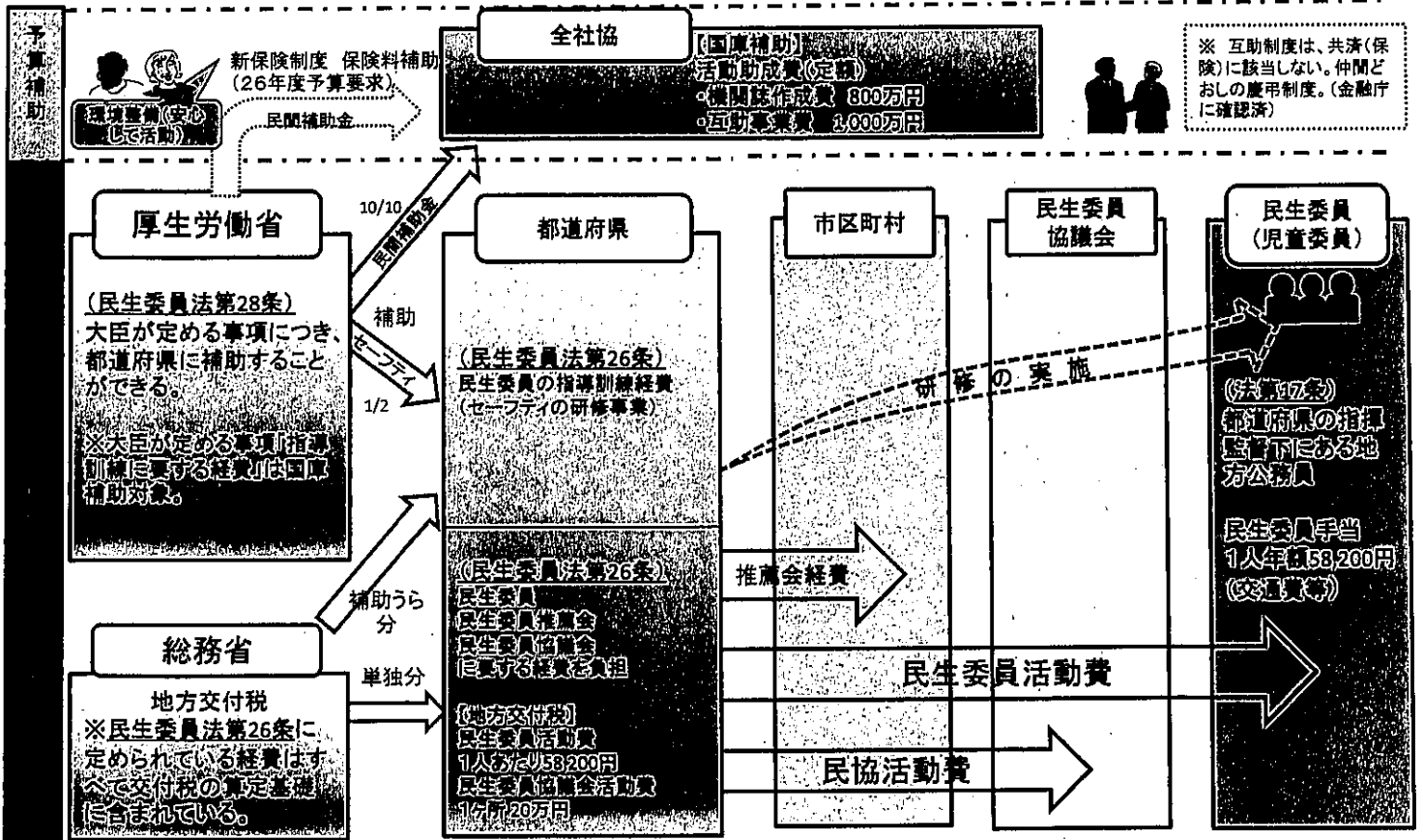
民生委員・児童委員の活動状況(平成25年3月31日現在)

総活動件数:年3,385万件



※京職会議員、民生委員、社会福祉関係者等で構成
 ※数字は平成24年度福祉行政報告例又は全国民生委員児童委員連合会調べ

民生委員・児童委員への財政支援の状況(平成25年度)



最近の民生委員・児童委員に関連する対応(厚生労働省)

1 平成24年

- 1月:「東日本大震災の影響等による民生委員児童委員の選任及び活動支援について」通知(定数の取り扱い、個人情報の提供、公務災害補償の適用)
- 3月:東日本大震災一周年追悼式に合わせ、お亡くなりになった56名の民生委員・児童委員に追悼の文書(厚労大臣名)
- 4月:「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」(平成24年4月～平成25年1月)(委員に長谷川正義全国民生委員児童委員連合会理事、第5回部会で民生委員・児童委員による取り組み状況や意見を説明)
- 5月:岩手県民生委員児童委員追悼式出席(追悼のことば(厚労大臣名))
- 5月:孤立死防止対策に関する総合的な通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」(情報一元化、関係団体との連携強化、個人情報保護の適用外になることについての理解促進、地域づくりの推進等)
- 7月:「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」発出(必要に応じ、本人同意無しに民生委員へ個人情報を提供している好事例、平成22年度個人情報提供状況調査結果、個人情報保護の仕組み)
- 10月:企業とタイアップし、民生・児童委員、主任児童委員の制度を紹介したポスターを配布(タイアップ企業:(株)ワーナー・マイカル)
- 11月:個人情報提供に関する消費者庁と連携した取り組みの実施(個人情報保護法に関する説明会(11月～平成25年2月))
- 12月:東日本大震災被災地民協支援会議に出席(仙台市)

- 12月:「地域コミュニティ復興支援事業を活用した被災地における民生委員・児童委員への支援等の実施について」(活動費補助、メンタルケア実施等を対象にする)

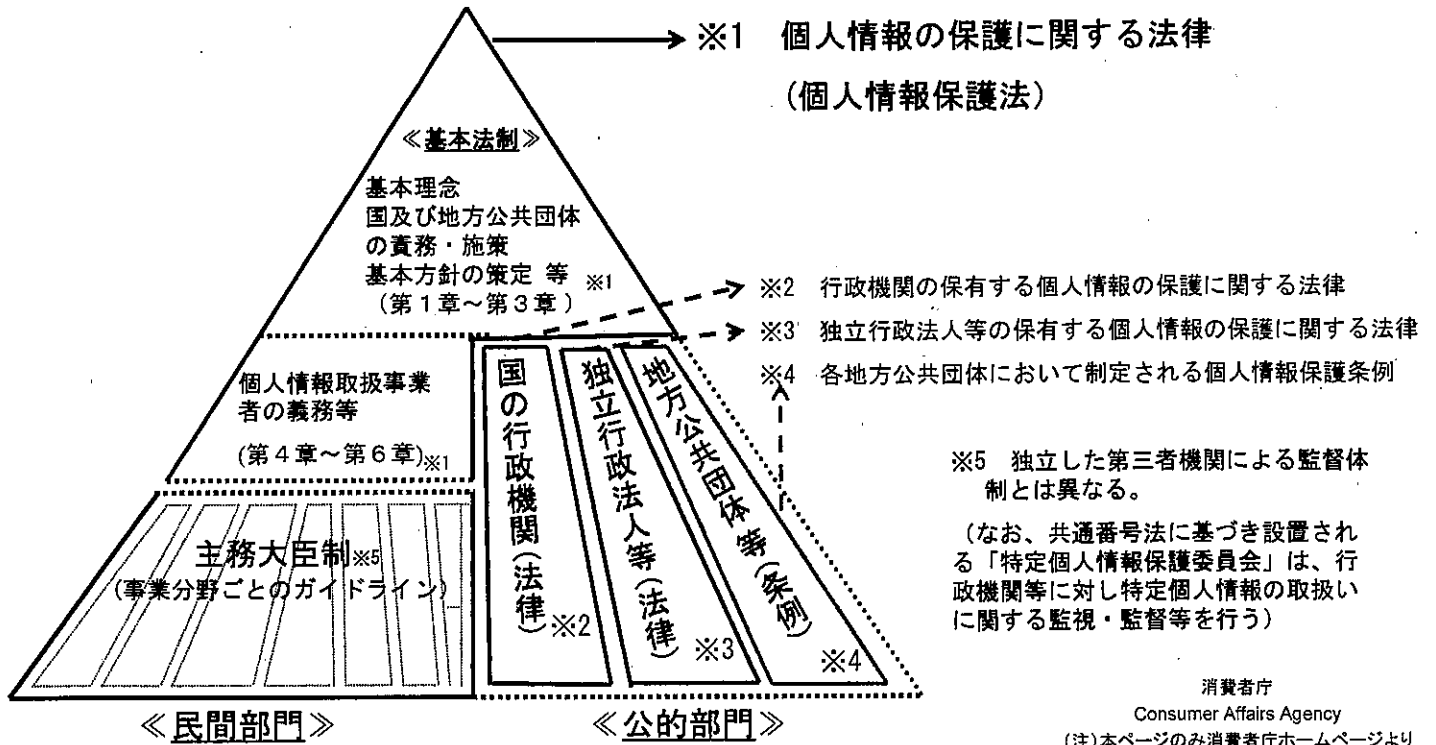
2 平成25年

- 2月:全国民生委員児童委員連合会要望(社会・援護局長へ)(大臣委嘱等の堅持、活動しやすい環境整備の推進、被災地の民生委員等に対する継続支援)
- 3月:全民児連会長と田村厚労大臣との懇談
- 3月:月刊誌厚生労働3月号に民生委員児童委員の制度及び(取材による)活動事例を紹介
- 3月:社会福祉推進事業による「民生委員・児童委員の活動等の実態把握及び課題に関する調査研究事業(日本総合研究所実施)」のとりまとめ
- 3月:「被災地における民生委員・児童委員の一斉改選について」通知(選任要件の緩和、担当地区の柔軟な設定、地域コミュニティ復興支援事業の活用、支援のための連携)
- 5月:民生委員・児童委員の日・活動強化週間に合わせて、広報(全国の取り組みを、政府広報オンラインで紹介、厚労省厚生記者会等でPR)
- 5月:東京都民生委員・児童委員活動普及・啓発パレード視察
- 5月:「生活保護法の一部改正法案及び生活困窮者自立支援法案」を国会提出(衆議院可決、参議院厚生労働委員会において、全民児連天野会長が参考人出席、参議院審議未了で廃案)

- ・6月:地方分権一括法による民生委員法等の改正(一部は平成26年4月施行)(定数の条例委任、都道府県知事の地方社会福祉審議会への意見聴取の義務緩和、民生委員推薦会の委員資格・資格ごとの定数の廃止)
- ・7月:民生委員法等の改正に伴う関係通知の発出。特に、より円滑な事務の執行に資するため「民生委員法等の改正(地方分権一括法関係)に伴う留意点について」通知(活動等に影響の生じないよう改正の趣旨や留意点を具体的に通知。併せて、一斉改選に向けた適任者の確保や改選後の研修、活動しやすい環境整備の推進を依頼)
- ・10月:月刊誌厚生労働10月号に民生委員児童委員の活動内容について紹介
- ・10月:「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」の開催(地域福祉課長のもとに設置)
- ・12月:一斉改選(3年ごと)

①個人情報に関する法制度等

2-1:個人情報保護法の守備範囲



(ア)行政が保有する個人情報

○個人情報の保護に関する法律

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

第十一条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

⇒「個人情報の保護条例」において目的外利用・第三者提供が可能とされている規定例(行政の有する情報の提供関係)

- ・「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」
- ・「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」
- ・「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」

(参考)民生委員・児童委員の身分・守秘義務

○地方公務員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第三条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))のすべての公務員をいう。以下同じ。))の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会)その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 特定地方独立行政法人の役員

○民生委員法

第十五条 民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

(イ) 個人情報取扱事業者が保有する個人情報

○個人情報の保護に関する法律

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 (略)

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

②個人情報のかべ

- ・プライバシー意識の高まりや個人情報を取り扱う上での戸惑い等の様々な要因から、社会的な必要があるにも関わらず、地方自治体が過剰に反応し、民生委員・児童委員の活動に必要な情報が提供されない。
- ・同様に、個人情報を取り扱う介護支援機関やライフライン等事業者等から、行政、民生委員・児童委員に必要な情報が提供されない。

③安心生活創造事業(平成21年から平成23年で厚生労働省補助金により全国58市町村で実施)や孤立死事案からも、個人情報の取扱いの課題が見えてきた。

(参考)個人情報関係

○安心生活創造事業成果報告書での指摘

- ・個人情報保護法関連制度の開始により、個人情報保護意識が過剰に高揚し、必要な情報が必要な機関、支援者等に伝わらず、支援を困難にしている例が生じている。
- ・個人情報保護意識の過剰反応が、要援護者の把握、支援を必要とする人のもれない把握の障害にもなっている。手上げ方針、同意方式、関係機関共有方式による個人情報の適切な運用が必要である。
- ・個人情報の第三者への提供について、近年の孤立死の事案に関連して、関係省庁が連携して通知を发出しており、関係機関との連携により地域における情報の共有や見守り体制の構築等や、地方自治体の福祉担当部局に必要な情報が適切に集約されることが重要である。
- ・自治体が保有している個人情報の取扱いについては、各自治体が自ら定めた条例によることとされ、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日一部変更)においては、「いわゆる『過剰反応』が一部に見られることを踏まえ、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、条例の適切な解釈・運用を行うことが求められる。」とされている。
- ・一方で、守秘義務のある公務員等と地域住民との連携の中での個人情報の取扱いについては課題がある。同様に守秘義務を持つ民生委員と住民間の関係も課題が多い。

○孤立死事案での課題

- ・関係部局間、省庁間や、行政とライフライン事業者等、行政内外の連携が不十分であり、個人情報の提供の制限をしない場合についての理解促進が必要。

民生委員・児童委員に対する個人情報の提供・共有への対応状況

①「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認の円滑な実施について」(平成19年8月10日厚生労働省関係課長通知)

要援護者情報の共有方式(手上げ方式、同意方式、関係機関共有方式)を示し、民生委員・児童委員活動に支障が生じないように、必要な情報提供を行うよう通知。

《要援護者情報の共有方式》

(手上げ方式及び同意方式)

- 要援護者本人の同意を得た上で、個人情報を他の関係機関と共有することは、個人情報保護法制上の問題は生じないことから、以下の方法により、要援護者に係る情報を収集し、関係機関との共有化を図ることが考えられる。
 - ・要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式(手上げ方式)
 - ・防災関係部局、福祉関係部局等が、要援護者に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式(同意方式)
- なお、手上げ方式については、要援護者本人の自発的な意志にゆだねているため、十分に情報収集できないとの指摘があり、また、同意方式についても、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難であるとの指摘がなされていることに留意が必要である。

(関係機関共有方式)

- 要援護者本人から同意を得ない場合であっても、地方公共団体の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、個人情報を他の関係機関との間で共有することが考えられる。
 - 個人情報保護条例における目的外利用・第三者提供が可能とされる規定例として、以下の例があげられるが、これらの規定に基づく要援護者の情報の共有は可能とされており、こうした規定に基づく関係機関との要援護者の情報の共有について、積極的な取り組みを行うこと。
 - ・「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」
 - ・「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」

(民生委員児童委員等に対する情報提供)

特に民生委員児童委員は、災害時に限らず、個人情報保護法施行以降、従来市町村から提供されていたひとり暮らし高齢者名簿、一人親家庭の名簿、新生児のいる家庭の名簿が提供されなくなり、民生委員児童委員活動に支障が生じているとの報告を受けている。民生委員児童委員の日常的な見守り等の平常時の活動が、災害時における要援護者の置かれるであろう状況や必要なニーズを把握するうえで重要であることから、市町村は民生委員児童委員に対し必要な情報を提供し、平常時における民生委員児童委員活動に支障が生じないように配慮願いたい。

②「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」(平成24年5月11日厚生労働省地域福祉課長通知)

孤立死防止対策に関し、民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報の取扱いについて、個人情報保護法の適用外となる場合を示し、電気、ガス事業者等にも通知

福祉部局との連携に際しては、特にライフライン関係事業者の協力が重要となるが、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)との関係から情報提供に躊躇されているのではないかと指摘がある。

このようなことから、今般当職より、個人情報保護法を所管する消費者庁(各事業、分野については各事業所管省庁が担当)、電気・ガス事業を所管する資源エネルギー庁、及び水道事業を所管する健康局水道課等に対して、民間事業者に適用される個人情報保護法においては、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能とされている(第16条[利用目的による制限]、第23条[第三者提供の制限])点について確認を行ったところである。

(中略)

なお、自治体が保有している個人情報の取扱いについては、各自治体が自ら定めた条例によることとされ、個人情報保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日一部変更)においては、「いわゆる『過剰反応』が一部に見られることを踏まえ、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、条例の適切な解釈・運用を行うことが求められる。」とされているので合わせて参考とされたい。(別添2-3「個人情報の適切な共有について」平成24年4月26日付消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室事務連絡参照)

地方自治体の福祉担当部局におかれては、以上のことを参考とし、事業者や民生委員等から得られる、地域において支援を必要とする者(生活に困窮された方)の情報が着実に必要な支援につながるよう、こうした情報を一元的に受け止め、必要な支援に結びつける体制を構築されるとともに、事業者と福祉関係部局との連携についても特段のご配慮をいただくよう改めてお願いする。

また、今後も、事業者と福祉関係部局との連携について、個別具体的な事例の運用や解釈等について判断に苦慮する場合は相談されたい。

③自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集（平成24年7月）

- ・ 東日本大震災や所在不明高齢者問題等により、支援を必要としている人々を地域から孤立させない支援が求められ、民生委員・児童委員への期待が高まっていること
- ・ 民生委員・児童委員が地域で活動するにあたって、支援を必要とする人々の個人情報が民生委員等へ適切に提供されていないとの声があること
- ・ 平成22年度に行ったサンプル調査（別紙参照）の結果から、民生委員・児童委員へ個人情報を提供していない市町村が存在すること。これらの背景から、本事例集を作成し、市町村から民生委員・児童委員へ必要な個人情報が適切に提供され、地域福祉活動が推進されることを期待。

事例

○長野県（民生委員活動と個人情報の取扱いに関するガイドラインを作成）

（個人情報保護条例との関係）

- ・ 個人情報保護条例の原則・・・本人の同意が必要

（個人情報の収集）

市町村保有情報を民生委員に提供するには、収集の際に予め本人の同意を得ておくことが最も確実かつ簡潔な方法です。収集の際、民生委員を含む関係者・機関への情報提供を明示しておけば問題ありません。

民生委員活動に必要な情報を他部署で扱っている場合は、民生委員担当課から該当する担当課に対して、上記のような依頼をし、市町村全体として取り組んでいく必要があります。

（個人情報の提供）

既に収集してある情報を目的外利用、第三者提供する場合は、原則、本人の同意を取る必要があります。

同意の取り方は、必ずしも書面による必要はありません、個別に口頭で同意を得ることも可能です。その場合は、トラブル防止のため、複数の立会で行う、記録を残すといった方法が有効です。

また、回覧等により書面で一斉に通知し、名簿からの除外希望者に手を上げてもらうやり方も考えられます。ただし、プライバシーの度合いの強い情報は、このようなやり方では馴染まないと言えます。同意の確認に関しては、利用目的、項目、手段・方法、本人の求めに際し提供禁止する旨等を記載するとよいでしょう。

- ・ 条例に例外規定を設けて対応・・・本人の同意は不要

災害時に要援護者の避難支援等を行うためには、日頃から関係者間で要援護者に関する情報共有をすることが必要です。

原則として、上記のように、要援護者から同意を得ることが必要ですが、同意を得ない方法として、関係機関共有方式というものがあります。これは、個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、本人の同意なしに関係機関間で情報を共有できるというものです。

○大分県中津市（定期的に担当地区内対象者一覧を配布）

（個人情報保護条例との関係）

○個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

- ・ 民生委員に提供する個人情報の対象者、内容等について、定めている。
- ・ 中津市個人情報保護条例に基づき、中津市情報公開・個人情報審査会に、提供する個人情報の範囲、提供先、利用目的について諮り、この内容に基づいて提供している。

【中津市個人情報保護条例第10条第1項（5）】

前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、目的外利用等を行うことにつき公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

○東京都中野区（個人情報を共有可能な条例及び協定書を制定）

（個人情報保護条例との関係）

○個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

- ・ 民生委員には、民生委員法による守秘義務が課せられており、本人同意は必要ないと考えている。

（その他）

- ・ 中野区は、「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例（平成23年中野区条例第19号）」を制定し、地域の様々な団体と連携して、高齢者・障害者を主な対象者として見守り活動を行っている。その条例に基づき、「地域支えあい活動の実施に係る個人情報の取り扱いに関する協定書」を民生児童委員協議会と取り交わし、改めて情報提供とその取り扱いについて定めている。この協定では、従来の高齢者情報に加え、情報提供を希望する障害者の情報も含まれている。

※ 民生委員は守秘義務が課せられているので、改めて条例に規定するまでもなく情報提供をすることは可能といえるが、当条例においては民生委員の他に地縁団体や警察署、消防署への情報提供についても規定され、地域団体への情報提供に係る取り決めが包括的に整理されたといえる。

○岩手県釜石市（行政からの情報提供及び提供方法を一元化）

（民生委員への個人情報の具体的な提供方法）

- 原則として、本人の同意なしに必要な情報を提供している。
- 住民世帯状況については、世帯票を配布している。
- 上記以外の内容については、提供した名簿等の紛失を防止するため、閲覧、または口頭による伝達としている。
- 生活保護については、開始及び廃止について生保担当者が個別に民生委員に連絡しているほか、年に1回、生保担当者が名簿を持参し、各地区定例会に出向いて情報提供を行っている。
- 障がい区分、要介護度等については、民生委員が閲覧できる名簿を各地区生活応援センターに配置している。

（個人情報保護条例との関係）

- 特に定めていない。

○島根県松江市（高齢者世帯情報等を本人同意で提供）

（個人情報保護条例との関係）

（個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

- ・個人情報保護条例に基づき、必要最小限の情報としている。
- ・災害時の要支援者情報については、本人の同意に基づき、日常生活に必要な生活用具・医薬品、避難所生活で配慮する事項、かかりつけ医療機関等の情報を提供している。

○福井県永平寺町（児童虐待等の情報を提供）

（民生委員活動に必要な情報の内容）・・・民生委員活動に必要な情報として実際に提供している情報

- ・高齢者世帯、ひとり世帯、障害者、災害時要援護者等、児童虐待等の情報、家族状況、連絡先、年齢など
- ※必要に応じて同意を得ずに提供している場合もある。

（個人情報保護条例との関係）

（個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

- ・特に定めていない。

○愛媛県松山市（行政把握の要援護者名簿を直接提供）

（民生委員への個人情報の具体的な提供方法）

- ・行政が把握している要援護者等の名簿を、直接提供する方法。
- ・原則として、本人同意を必要としていない。

（個人情報保護条例との関係）

（個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

- ・一覧名簿にして、民生委員の担当地区のみの情報を提供している。

○兵庫県たつの市（民生委員からの個別問い合わせに随時対応）

（個人情報保護条例との関係）

（個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

- ・災害時要援護者マニュアルの支援対象者一覧表と支援個票
- ・民生委員から個別に問い合わせがあった場合に提供している。

（別紙）民生委員・児童委員に対する個人情報の提供状況等について

【調査の概要】

○調査対象：各都道府県ごとに、①30万人以上市、②30万人未満市、③町村から各1か所を抽出

※30万人以上の市がない都道府県にあっては管内で最も人口の多い市を選定

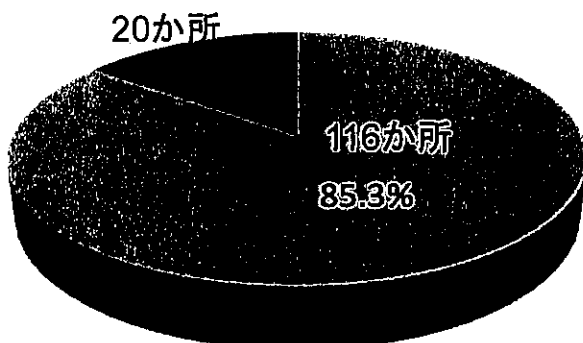
○回答数：136市町（回収率96.5%）

○調査時点：平成22年9月1日現在

○ 民生委員・児童委員に対して何らかの個人情報を提供している市町村は85.3%である。

○ 町村に比べ、市の方が個人情報の提供に積極的である。

【市町村における民生委員・児童委員に対する個人情報の提供状況】

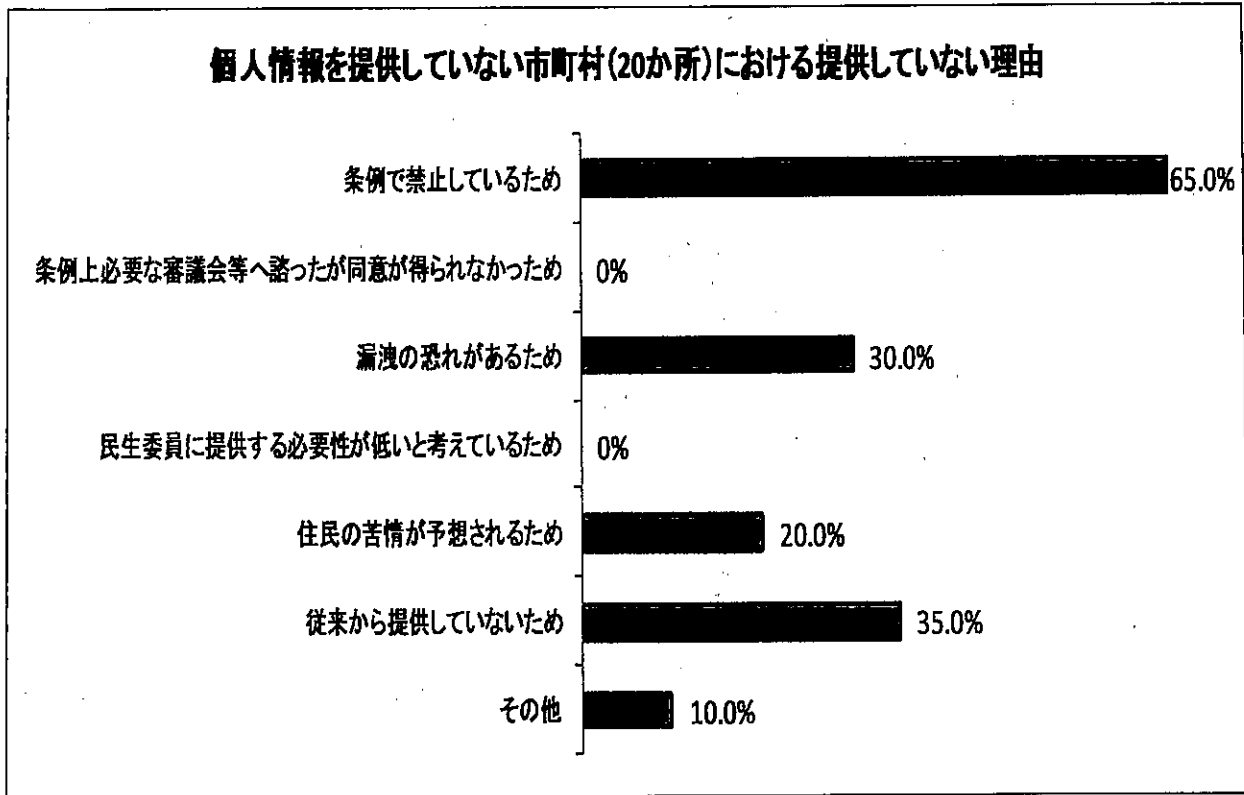


■ 提供している ■ 提供していない

（規模別市町村数）

	提供している	提供していない
①人口30万人以上市	41 93.2%	3 6.8%
②人口30万人未満市	41 87.2%	6 12.8%
③町村	34 75.6%	11 24.4%
合計	116 85.3%	20 14.7%

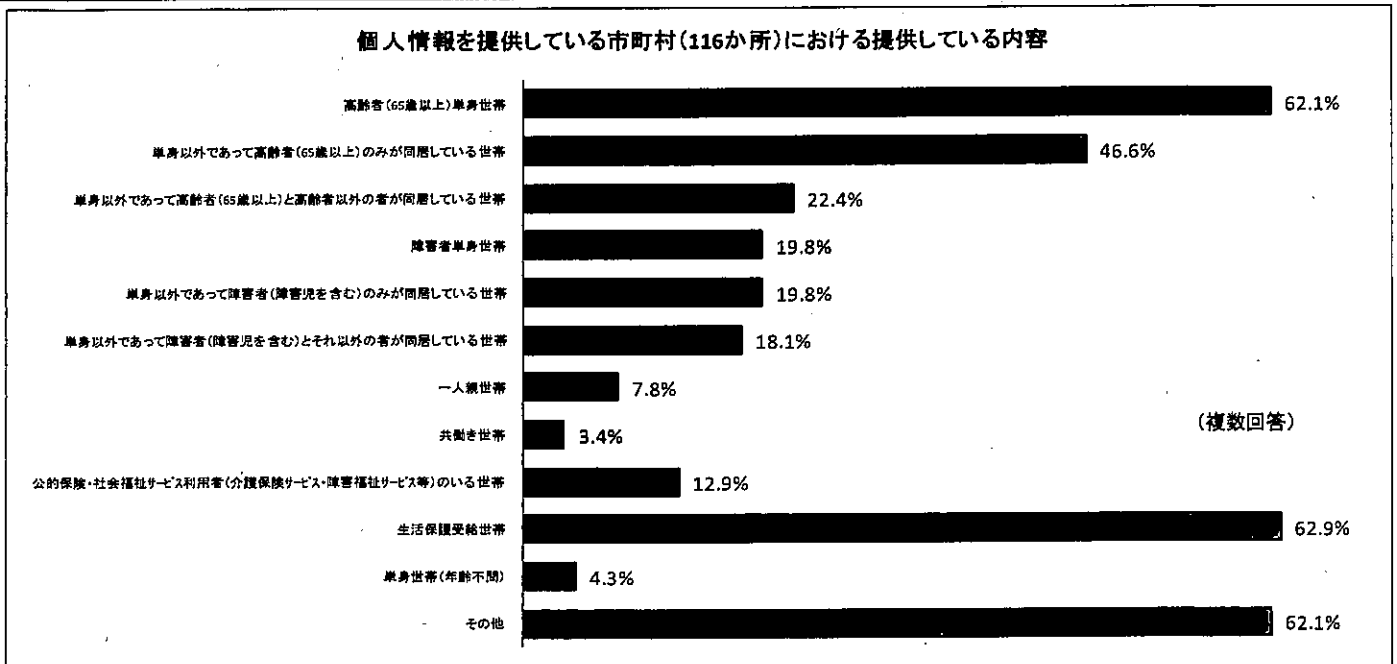
民生委員・児童委員に対して個人情報を提供しない理由



(複数回答)

民生委員に対して提供している個人情報の内容①

- 情報提供している市町村の中で、「生活保護受給世帯」の情報は62.9%、「高齢者(65歳以上)単身世帯」の情報は62.1%、「単身以外であって高齢者(65歳以上)のみが同居している世帯」の情報は46.6%の市町村が提供している。
- 「その他」には、災害時要援護者の他、高齢者を75歳以上等に限定しているもの、障害の程度や要介護度が重い者に限定しているもの等があった。

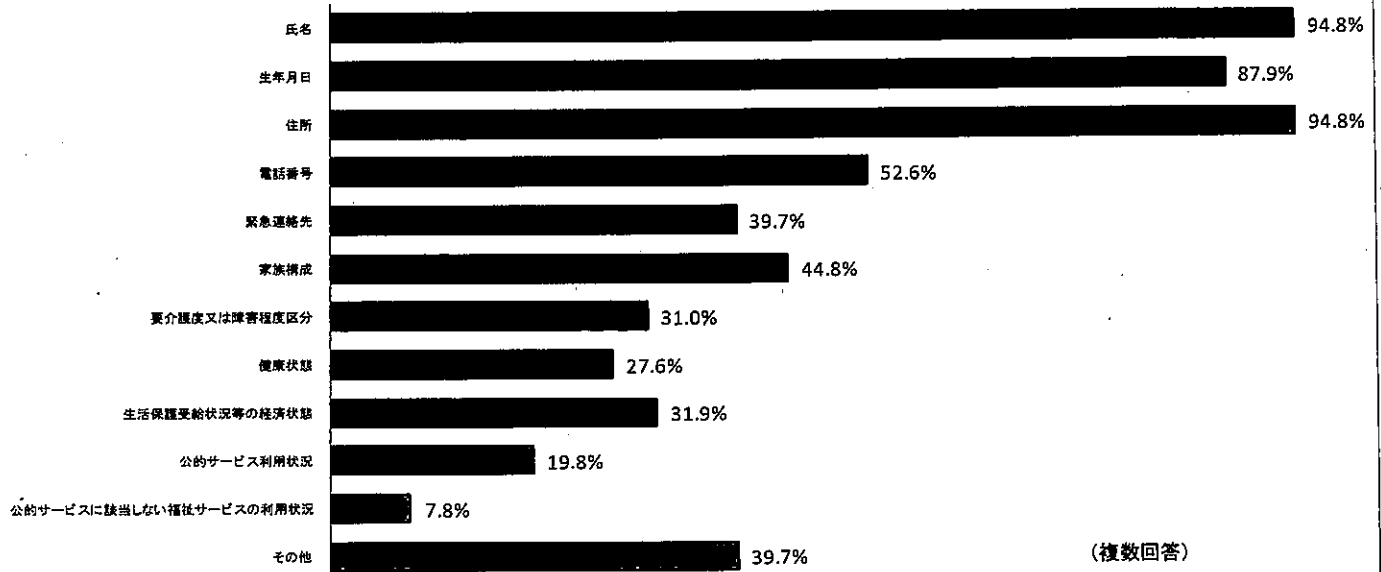


(複数回答)

民生委員・児童委員に対して提供している個人情報の内容②

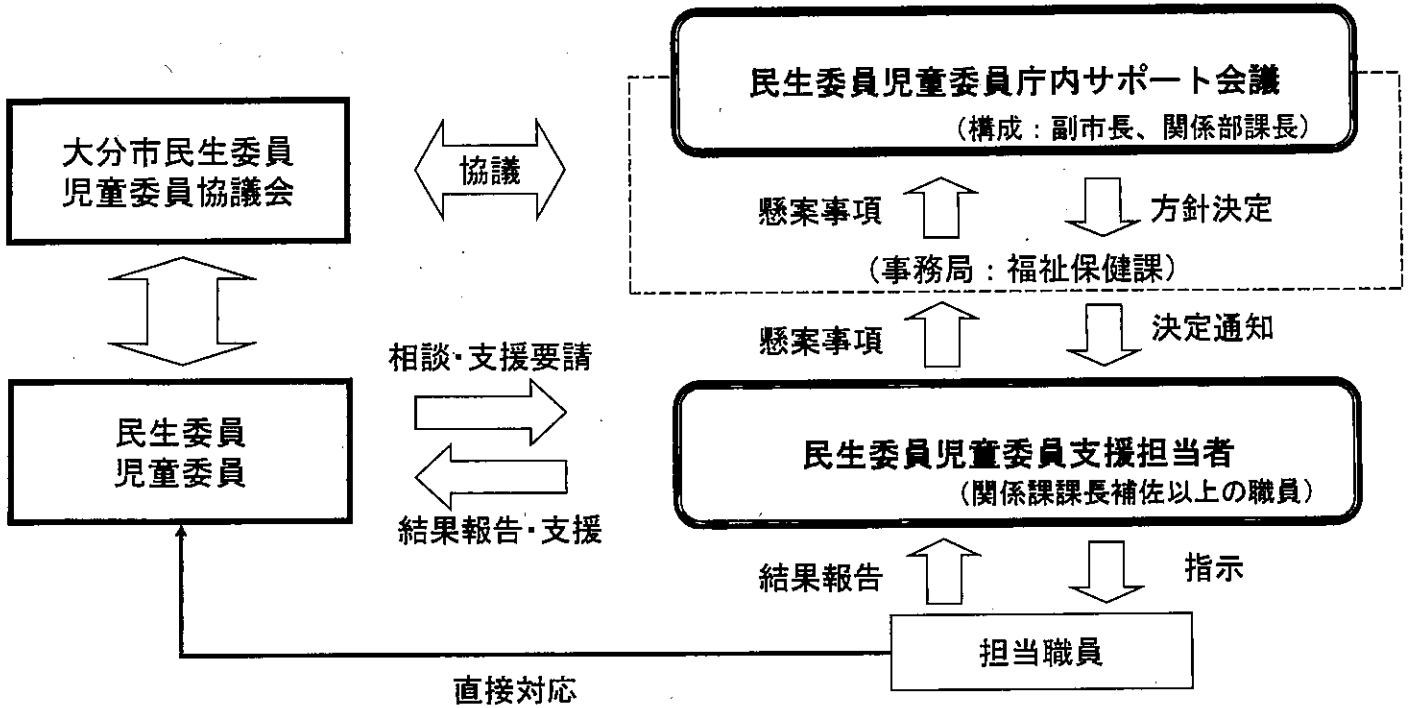
- 情報提供している市町村にあっては、氏名・生年月日・住所は、8割以上の市町村が提供している。
- 一般的に民生委員の活動に必要と考えられる「要介護度又は障害程度区分」、「健康状態」、「生活保護受給状況等の経済状態」等の個人情報を提供している市町村は、約3割であった。
- 「その他」には、世帯主名、居住環境、支援者名、職業、学校名等があった。

個人情報を提供している市町村(116か所)における提供している内容



大分市民生委員・児童委員庁内サポート体制

民生委員が地域で円滑かつ効果的に活動ができるよう支援するため、平成22年12月に「民生委員児童委員庁内サポート会議」を立ち上げ、関係各課に民生委員児童委員支援担当者を配置しました。困難事例を抱える民生委員児童委員に対し、庁内で連携を図り、早急に対応する体制を整備しました。



サポート体制における対応策及び体制づくり

	大分市民生委員児童委員協議会役員の意見、要望等	行政側の対応策及び体制づくり
行政や関係機関との連携について	①民生委員児童委員に対応する相談窓口がほしい。関係課が複数ある場合もあるので、そこに連絡すれば、関係機関や庁内関係課と連携が取れるような窓口の設置。 ②対応が困難なケースや、専門的な知識が必要な場合に、行政から適切なアドバイスや対応をしてほしい。また、対応後の結果などを報告してもらい、その後の見守り活動に活かしたい。(特に精神障がい者や生活保護受給者への対応)	○庁内に民生委員児童委員活動を支援するためのサポート会議を設置する。 ○民生委員児童委員の相談等に的確に対応するため、関係各課に専任の民生委員児童委員支援担当者(課長補佐級以上)を作る。 ○困難事例等への対応について、地域担当職員等(子ども家庭支援センター、生活保護担当、保健福祉センター等)とのネットワークを作り、情報交換等の連携体制を整える。 ○民生委員児童委員活動の相談対応マニュアルを作成する。 ○民生委員児童委員活動に関する職員研修を実施する。
	③自治会や地域包括支援センター、学校などとの連携が大切であるが、個人情報問題があり、情報の共有が難しい。(支援を要する世帯の情報が民生委員児童委員に入らない)	○民児協と協議し整理する中で、民生委員児童委員が活動に必要な情報を提供する。(個人情報保護審査会の承認を得る。)
民生委員児童委員業務の整理について	④行政の行事や地域行事への参加、地域活動でたいへん忙しい。	○民児協による動員の調整に協力する。
	⑤あまり関わりのない家庭についての証明事務には不安を感じる。 ⑥身寄りのない被保護者が死亡した場合に、民生委員が表主にならなければならないのは負担だという意見がある。実際には葬祭費の支給のためにサインをするだけだが、本当に民生委員でなければならないのか。	○証明事務等の業務について、見直しを含め関係課と検討協議する。
新任者の育成について	⑦市が実施する新任者対象の研修会の内容が難しすぎる。やる気になるような研修にしてほしい。	○新任者研修の内容について見直しを行う。
民生委員児童委員活動への住民の意識	⑧地域住民で支えあうことの必要性に気づいていない人が多い。 ⑨若い人は、ボランティア意識がない人が多い。 ⑩民生委員児童委員活動について知らない人が多い。 ⑪候補者を選任する自治会長に対して、民生委員児童委員の役割、活動内容が正確に伝わる仕組みを整えてほしい。	○民生委員児童委員活動について、広く住民に理解を深めていただくよう市報、ホームページ等による広報や、チラシ等を作成・配布しPRを行う。

大分市民生委員児童委員庁内サポート会議開催実績

	主な内容	備考
平成22年12月1日	1. サポート体制発足について 2. 支援担当者の指名について	11課12名の支援担当者(課長補佐級以上)を指名 ※ 現在は11課17名
平成23年6月15日	1. 支援状況の報告 2. 活動費(実費弁償費)の見直しについて	平成23年10月より活動費増額
平成23年11月21日	1. 支援状況の報告 2. 適切な個人情報の提供について	平成25年1月に65歳以上のみ高齢者世帯情報を市社協事業により提供
平成25年3月1日	1. 意識調査結果について 2. 活動の目安と考え方(Q&A)の作成について	平成25年4月に活動の目安と考え方を全民生委員児童委員へ配布
平成25年5月20日	1. 相談しやすい環境づくりについて	

大分市から民生委員児童委員へ提供している個人情報

	個人情報名	個人情報の内容	提供時期	関係課
1	生活保護受給世帯	氏名・住所・生年月日・電話番号・保護改廃年月日	一覧は年度当初開始・廃止等異動情報は随時	生活福祉課
2	65歳以上高齢者(1人世帯)	氏名・性別・生年月日・住所	毎年10月に行う『ひとり暮らし高齢者実態調査』時に参考資料として貸与	長寿福祉課
3	18歳未満の在宅重度心身障がい児(身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～A2)	氏名・住所	毎年12月に行う歳末たすけあい運動の『在宅重度心身障害児見舞金配布事業』依頼時に提供	福祉保健課(障害福祉課)
4	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる世帯(一部)	赤ちゃん氏名・生年月日・住所・世帯主氏名	随時	健康課
5	福祉避難所登録者(要介護度3～5の者、特別障害者手当・障害児福祉手当受給者、障害程度4～6の者のうち登録を申し出た者)	住所・氏名・連絡先氏名・連絡先	登録申請による更新を行った上で提供	長寿福祉課

民生委員児童委員支援担当者の配置について(抜粋)

民生委員児童委員が、社会奉仕の精神をもって住民の相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める活動(以下「活動」という。)を円滑かつ効果的に推進できるよう支援するための民生委員児童委員支援担当者(以下「支援担当者」という。)の職務等を以下のとおり定め、福祉保健部等の関係各課に配置する。

(職務)

支援担当者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 民生委員児童委員の相談等への対応に関すること。
- (2) 民生委員児童委員の活動の支援に関すること。
- (3) 大分市民生委員児童委員庁内サポート会議の指示事項に関すること。
- (4) その他民生委員児童委員の活動に関し市長が必要と認める事項

(組織)

支援担当者は、別表に掲げる課等に所属する課長補佐級以上の職員のうちから当該課等の長が指名する者をもって充てる。

別表

福祉保健課、子育て支援課、長寿福祉課、障害福祉課、生活福祉課、衛生課、健康課、市民協働推進課、住宅課、教育指導課、青少年課

※平成25年4月1日現在11課16名の支援担当者を配置している

民生委員児童委員支援担当者名簿について

民生委員児童委員支援担当者名簿は単位民児協会長へ配布している。(単位民児協の判断により各民生委員児童委員へ配布している)

民生委員児童委員支援担当者名簿

平成25年4月1日現在

民生委員児童委員活動を行う上で困ったことがあれば下記支援担当者へご連絡ください。関係課や関係機関との調整を行うことや、必要に応じて現地へ同行するなど、民生委員児童委員活動をサポートいたします。連絡する場合は右側の「主な業務」を参考にしてください。

所属	氏名	連絡先 (課直通)	連絡先 (自宅)	主な業務
福祉保健課				民生委員児童委員活動全般に関すること
子育て支援課				子育て支援(児童扶養手当等)に関すること
中央子ども家庭支援センター				気になる子育て家庭(児童虐待等)に関すること
東部子ども家庭支援センター				
西部子ども家庭支援センター				
長寿福祉課 (権利擁護担当班)				認知症高齢者、高齢者虐待に関すること
長寿福祉課 (高齢者福祉サービス担当班)				高齢者福祉サービス(ヤクルト・緊急通報システム等)に関すること

厚生労働省社会・援護局全国主管課長会議資料（抜粋）

1 地域福祉の推進等について

（9）民生委員について

ア 民生委員の一斉改選について

民生委員については、平成 25 年 12 月 1 日に一斉改選が行われたところであるが、その際、各都道府県、指定都市及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げます。

今回の一斉改選により、定数は 236,271 人、委嘱数は 229,488 人となり、前回（平成 22 年度）の一斉改選と比較すると、定数は 2,366 人、委嘱数は 938 人増加している。定数に対する委嘱数の割合（充足率）は 97.1%であり、前回（97.7%）から若干低下しているものの、充足率からすれば評価に値するものとする。（集計結果については、平成 26 年 1 月 6 日付事務連絡又は厚生労働省ホームページ参照）

民生委員の候補者の選任に当たっては、直接の関係者による推薦のみならず、自治会、福祉活動を行うボランティア団体や NPO 法人等多方面から幅広く推薦を得ていただくなどにより、引き続き人材の確保に努められたい。

イ 研修の充実等について

今般の一斉改選に伴い新任委員が多く委嘱されたこと並びに消費者被害防止や災害時要援護者への支援などにおいても民生委員がその力を発揮できるよう、都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という）における民生委員研修の企画・実施に当たっては、これらを重点的に行っていただくようお願いする。（平成 26 年 1 月 10 日付「民生委員・児童委員の研修実施に係る留意事項等について」（厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、雇用均等・児童家庭局育成環境課長連名通知参照）

また、民生委員が地域福祉の重要な担い手として、その力を十分に発揮するためには、一斉改選後のこの機会をとらえ、民生委員制度に対する地域住民の理解を更に深めていくことが大変に有効であることから、各自治体におか

れては、広報誌を活用したPR活動や、各種イベント等の開催によるPRなど、民生委員制度に関する広報活動に積極的に取り組んでいただくようお願いする。

ウ 民生委員法の一部改正(地域主権一括法)について

平成 25 年 6 月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、民生委員法及び民生委員法施行令等が改正、施行（一部は平成 26 年 4 月 1 日施行）されたところである。

既に関係通知が発出されているところであるが、民生委員法第 4 条関係（民生委員の定数を都道府県等の条例により制定するもの）については、施行期日が平成 26 年 4 月 1 日とされ、平成 27 年 3 月 31 日までの経過措置が講じられているところであるので、条例制定に向けた対応をお願いします。

(参考)関係通知

- ・平成 25 年 7 月 8 日付厚生労働事務次官通知
「民生委員・児童委員の選任について」の一部改正について（厚生労働省発雇児 0708 第 2 号厚生労働省発社援発 0708 第 4 号）
- ・平成 25 年 7 月 8 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知
民生委員・児童委員の定数基準について（雇児発 0708 第 9 号社援発 0708 第 7 号）
- ・平成 25 年 7 月 8 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知
「民生委員・児童委員の選任について」の一部改正について（雇児発 0708 第 12 号社援発 0708 第 5 号）
- ・平成 25 年 7 月 17 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知
民生委員法等の改正（地方分権一括法関係）に伴う留意点について（雇児育発 0717 第 1 号社援地発 0717 第 1 号）
- ・平成 25 年 10 月 2 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長事務連絡
民生委員法第 4 条の規定に基づく参酌基準等について

エ 民生委員活動への支援等について

(ア) 民生委員活動への支援について

少子高齢化や核家族化が進行する中、地域においては、高齢者や児童等の虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化してきていることから、住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員・児童委員に期待される役割が大きくなっている。

さらに、先般成立した「生活困窮者自立支援法」においては、衆議院及び参議院の厚生労働委員会において、民生委員が最大限その役割を発揮できるよう、活動しやすい環境整備を更に進める旨の附帯決議がなされている。

(参考) 「生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議」平成 25 年 11 月 12 日
参議院厚生労働委員会、平成 25 年 12 月 4 日衆議院厚生労働委員会 (抜粋)
七、生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を発揮できるように、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。

このような中、民生委員・児童委員が地域の中核として、その力を十分に発揮できるよう厚生労働省社会・援護局地域福祉課において「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」(座長：上野谷加代子 同志社大学社会学部社会福祉学科教授)を設置(平成 25 年 10 月)し、活動環境の整備の推進方策について検討を行っているところである。今後、検討会での議論を踏まえ、民生委員・児童委員活動における課題等への対応(提言)等をまとめた報告書を取りまとめる(平成 26 年 3 月)こととしている。まとまり次第情報提供することとしているので参考とされたい。

また、平成 26 年度予算案では、活動中の事故等に対する補償として全国民生委員児童委員協議会が創設する保険制度への財政支援を行う予定であり、(国庫補助額 8,740 万円(国からの直接補助であり自治体負担はない))、民生委員・児童委員へは、全国民生委員児童委員連合会から各民生委員児童委員協議会を通じて、保険制度内容等について連絡が行われる予定である(同時に各自治体には厚生労働省より情報提供する予定としている。)。

なお、地方交付税措置されている民生委員活動費(平成 25 年度 1 人当たり年額 58,200 円)及び地区民生委員協議会活動推進費(平成 25 年度 1 か所当たり年額 20 万円)については、平成 25 年度と同額の見込みである。

今後も民生委員の活動しやすい環境の整備に向けて取り組むこととしているので、各自治体においても民生委員の支援について、特に配慮願いたい。

(イ) 民生委員への個人情報の提供等について

①個人情報の提供 【52 頁参照】

自治体によっては、個人情報提供に過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員・児童委員の活動のベースともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの声があることを受け、一昨年「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成 24 年 7 月 17 日付事務連絡）を発出しているので、これを参考に適切な個人情報の取り扱いについてご配慮願いたい。

なお、消費者庁では、個人情報の保護に関する現状として、法の定め以上に個人情報の提供を控えたりするなどのいわゆる「過剰反応」といわれる状況が一部にみられるため、法の目的・内容の周知を図るため、個人情報保護法の説明会を実施している（実施期間：平成 25 年 11 月～平成 26 年 2 月）ので参考とされたい（資料の一部については、平成 25 年 12 月 26 日付「孤立死の防止対策等の取組み事例及び地域福祉にかかる取組みに対する事例の情報提供について」厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡に添付）。

②消費者行政との連携 【54 頁参照】

高齢者等をターゲットとした消費者被害が急増しており、その防止対策が大きな課題となっている。高齢者等の消費者被害を防止するためには、地域全体での見守りや地域支援の観点から、消費者行政と福祉行政の密接な連携を図ることが重要であるので、各自治体におかれても、関係部局と連携の上、高齢者の消費者被害防止に向けて積極的に取り組んでいただきたい。

なお、消費者庁において、消費者被害防止対策の一環として、「消費者の安全・安心確保のための地域体制の在り方」に関する報告書がとりまとめられた（平成 25 年 12 月）ところであり、今後、地方公共団体において「消費者安全の確保のための地域協議会」を設置し、消費者トラブルを抱える者に関する情報を医療、保健、福祉等の関係機関や消費者団体、介護サービス事業者、民生委員などの関係団体が共有できるよう消費者安全法が改正される予定である。新たな消費者安全法では、地域の見守りネットワークの構築や、消費生活相談体制の強化等が整備される予定であることから、消費者行政と福祉行政の連携にご配慮願いたい。

5 - 2: 人の生命・身体の保護

○災害時
○いわゆる「孤立死」の事案

1 個人情報取扱事業者からの情報提供について

個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、以下の場合には、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる。

- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法23条1項2号)

2 地方公共団体からの情報提供について

いわゆる「過剰反応」が一部で見られることを踏まえ、各地方公共団体が定める個人情報保護条例の規定を適切に解釈・運用を行うことが望まれ、それにより、人の生命・身体を保護するために関係者間で個人情報を共有することができる。

5 - 3: 人の生命・身体の保護 個人情報取扱事業者からの情報提供①

今般、地域で亡くなられたことに近隣の方々が気付かず、相当日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」という事案が発生

地方公共団体と事業者等の中で、いわゆる「見守り協定」を締結するなど、個人情報の適切な共有に取り組んでいる例がある。

事業者等
(電気・ガス事業者、新聞配達、宅配業者等)

見守り協定

地方公共団体

異変の
発見

- ・ 本人の同意を得たとき
- ・ 本人の同意は得られないが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

公的機関へ
通報

【参考となる通知等】

・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について(平成24年5月厚生労働省)」

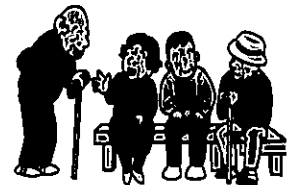
5 - 9 : 民生委員・児童委員への提供

・個人情報取扱事業者は、国や地方公共団体等に協力する場合であって、本人の同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる(法23条1項4号)。

・民生委員・児童委員は福祉事務所などの協力機関として職務を行う特別職の地方公務員とされているため、個人情報取扱事業者から民生委員・児童委員へその職務の遂行に必要な個人データを提供することは、可能

※各地方公共団体から民生委員・児童委員への情報提供については、各地方公共団体の定める「個人情報保護条例」の解釈・運用による

・民生委員・児童委員は、民生委員法において、守秘義務が課せられていることも踏まえ、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましい。



【参考となる通知等】

- ・「児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について(平成19年3月厚生労働省)」
- ・「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認などの円滑な実施について(平成19年8月厚生労働省)」
- ・「社会・援護局関係主管課長会議(平成24年3月1日開催)資料」

消費者庁作成資料
消費者庁ホームページ参照

個人情報保護法に関するよくある質問と回答

Q5 - 19 民生委員・児童委員をしていますが、市町村や民間の事業者から、活動に必要な個人情報の提供をうけられず苦慮しています。提供を受けることは可能ですか。

A 民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。

民生委員・児童委員は特別職の地方公務員と整理されているため、個人情報取扱事業者からその職務の遂行に必要な個人データの提供を本人から同意を得ずに受けることは、個人情報の第三者提供の制限の例外として、可能と考えられます。

地方公共団体からの情報提供については、それぞれの条例の解釈によります。

民生委員・児童委員には、民生委員法において守秘義務が課せられていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。

消費者安全法の改正（概要）

1. 地域の見守りネットワークの構築
 - ・地方公共団体による「消費者安全の確保のための地域協議会」の設置
 - ・地域で活動する「消費生活協力員」「消費生活協力団体」を育成・確保
2. 消費生活相談等により得られた情報の活用に向けた基盤整備
 - ・協議会の構成機関・構成員が消費生活相談により得られた情報を「地域協議会」の活動等のために共有するとともに、守秘義務規定や情報管理等のルールを整備
3. 消費生活相談体制の強化
 - ・都道府県の事務として、管内市町村に対する助言・協力、広域連携の調整及び消費生活相談等の実施が困難な市町村の事務の一部を代替実施
 - ・民間委託受託者に対し、守秘義務、最低限求められる要件を課す
4. 消費者行政職員及び消費生活相談員の確保と資質向上
 - ・消費者行政職員に対する研修の実施
 - ・消費生活相談員の職を法律に位置づけ
 - ・資格試験制度を創設し、消費生活相談員を、資格試験の合格者及びこれと同等以上の知識・技術を有する者から任用（内閣府令第7条で定める有資格者は任用要件とし規定）。要件を満たし、内閣総理大臣の登録を受けた団体が試験を実施
 - ・市町村への助言・協力行う職「特定消費生活相談員」を都道府県に配置

「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」開催要綱

1 趣旨

民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って地域福祉の推進や災害時の対応など重要な役割を果たしているが、今日、住民の抱える課題の複雑・多様化等に伴い、その活動も多岐に渡り、益々困難性を増している状況にある。

今後とも、民生委員・児童委員が地域福祉の中核として、その力を十分に発揮できるよう、活動環境の整備の推進方策について検討するため、「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」を開催する。

2 検討事項

- (1) 民生委員・児童委員活動の現状及び課題の整理
- (2) 活動環境の整備推進に向けた方策の検討
- (3) その他

3 構成等

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。任期は1年とする。
- (2) 検討会に座長を置き、構成員互選によりこれを定める。

4 開催時期

- ・平成25年10月～年度内（4回程度）（予定）

5 その他

- ・検討会は、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長の下に置くこととし、庶務は、厚生労働省社会・援護局地域福祉課において行う。

「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」構成員名簿

【委員】		
		(平成26年3月26日現在)
氏名	役職	備考
上野谷 加代子	同志社大学社会学部社会福祉学科 教授	座長
金 井 敏	高崎健康福祉大学健康福祉学部社会福祉学科 教授	
中 島 修	文京学院大学人間学部人間福祉学科 准教授	
池 上 実	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 民生部長	
堀 江 正 俊	全国民生委員児童委員連合会 会長 (島根県民生児童委員協議会会長)	全民児連推薦
加 納 多 恵 子	全国民生委員児童委員連合会 副会長 (兵庫県民生委員児童委員連合会会長)	全民児連推薦
笠 原 岳 志	東京都福祉保健局生活福祉部 地域福祉推進課長	
児 玉 康 徳	大分市福祉保健部 福祉保健課長	
		(敬省略)
【事務局】		
氏名	役職	備考
矢 田 宏 人	厚生労働省社会・援護局 地域福祉課長	
為 石 摩 利 夫	厚生労働省雇用均等・児童家庭局 育成環境課長	

「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」

検討経過

- 第1回（平成25年10月 7日） 現状と課題の整理
- 第2回（平成25年11月21日） 現状と課題への対応策の検討①
- 第3回（平成25年12月 6日） 現状と課題への対応策の検討②
- 第4回（平成26年 1月30日） 報告書のまとめ方について
- 第5回（平成26年 3月26日） 報告書（案）について

